

彦根市国民保護計画 資料編

令和5年6月

彦 根 市

目次

第1編 本編・資料集

資料1	国民の保護に関する基本指針および国民保護計画などの関係	1
資料2	関係機関の連絡先	2
資料3	市の体制および職員の参集基準等	9
資料4	市国民保護対策本部における各部所掌事務	11
資料5	連絡調整本部(イメージ)	19
資料6	緊急事態連絡本部(イメージ)	20
資料7	市対策本部(イメージ)	21
資料8	国民の保護に関する措置の流れ	24
資料9	情報の収集・伝達の流れ	25
資料10	警報の発令の流れ	26
資料11	避難の指示の流れ	28
資料12	ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合の対応について	29
資料13	救援の実施の流れ	30
資料14	安否情報の収集・整理・提供の流れ	31
資料15	消防に関する指示の枠組み	32
資料16	生活関連施設の安全確保の留意点	33
資料17	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による 救援の程度及び方法の基準	37
資料18	地勢	43
資料19	平年値および平成15年(2003年)から令和4年(2022年)まで の各年の観測値	44
資料20	人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ	45
資料21	主要道路網、鉄道網	47
資料22	隣接県に所在する原子力事業所	49
資料23	輸送力(鉄道、バスなど)	51
資料24	避難施設リスト、避難施設担当割	52
資料25	備蓄物資、調達可能物資リスト	56
資料26	報道機関一覧	62
資料27	消防機関一覧	63
資料28	特殊標章等	64

第2編

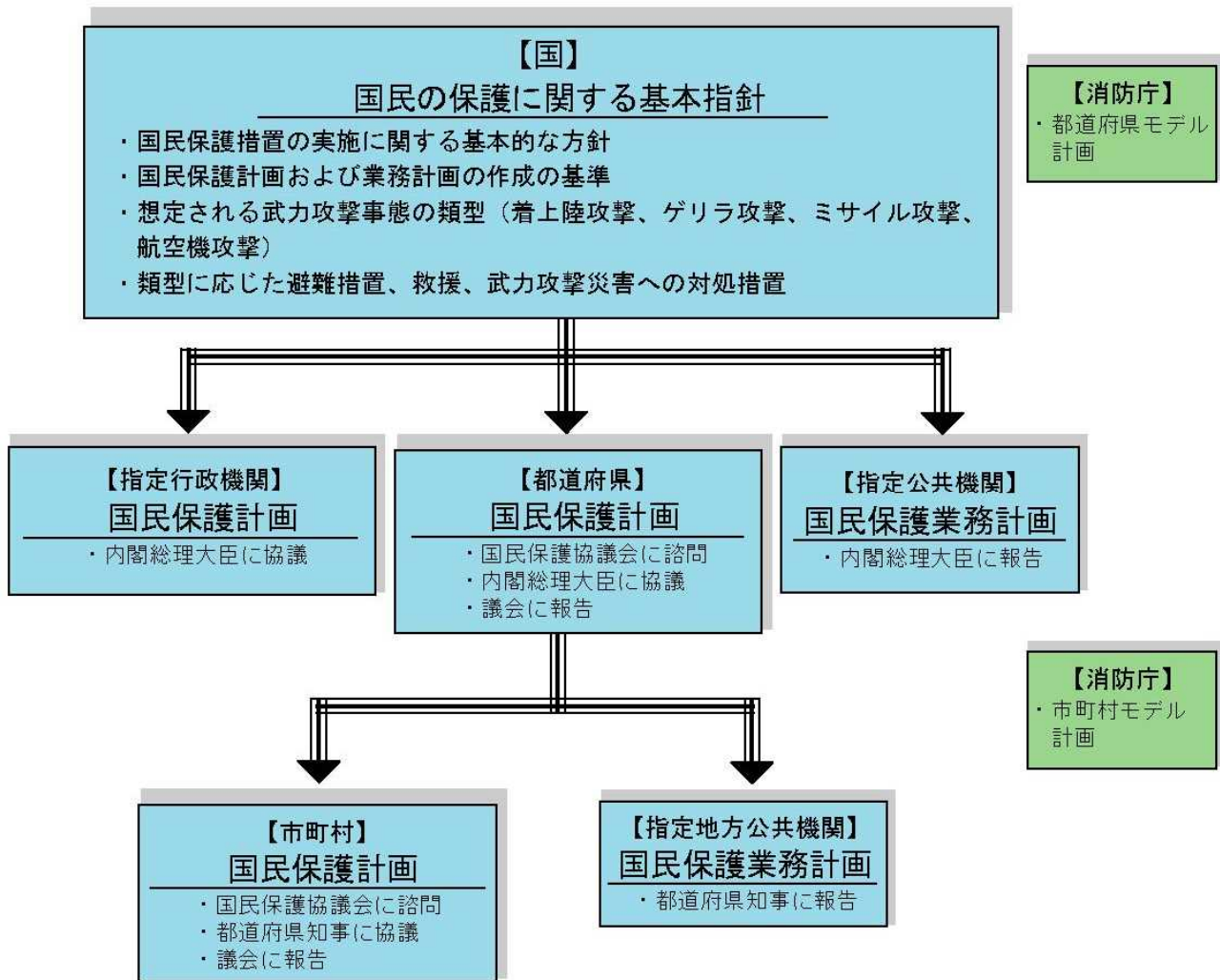
様式1	救急・救助事故等即報(第3号様式/救急・救助事故等)	66
様式2	安否情報収集様式(様式第1号)	67
様式3	安否情報収集様式(様式第2号)	68
様式4	安否情報回答書(様式第3号)	70
様式5	安否情報照会書(様式第4号)	71
様式6	安否情報回答書(様式第5号)	72
様式7	被災情報の報告様式	73

第3編

参考資料1	武力攻撃事態等対処法に基づく指定公共機関等	74
参考資料2	防災における協定一覧	76
参考資料3	彦根市国民保護協議会条例	79
参考資料4	彦根市国民保護対策本部および彦根市緊急対処事態対策本部条例	80
参考資料5	避難実施要領(一例)	81

第1編 本編・資料集

資料1 国民の保護に関する基本指針および国民保護計画などの関係



資料2 関係機関の連絡先

【市 関係機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
彦根警察署	警備課	522-0007	彦根市古沢町 660-3	(0749) 27-0110 (0749) 27-0130
彦根地方气象台		522-0068	彦根市城町 2-5-25	(0749) 22-6142
国土交通省滋賀国道事務所彦根維持出張所		522-0009	彦根市外町 78	(0749) 22-1140
中日本高速道路(株)彦根保全・サービスセンター	工務課	522-0023	彦根市原町 714-1	(0749) 22-1941
西日本旅客鉄道(株)彦根駅		522-0007	彦根市古沢町 40-2	
関西電力送配電(株)		522-0801	大津市におの浜四丁目 1 番 51 号	(0800) 777-3081 (077) 527-5809
西日本電信電話(株)滋賀支店	設備部 災害対策担当	520-8588	大津市浜大津一丁目 1-26	(077) 510-0961
大阪ガスネットワーク(株)導管事業部	京滋導管部	600-8815	京都市下京区中堂寺栗田町 93	(075) 315-8942
近江鉄道(株)	管理部総務課	522-8503	彦根市駅東町 15 番 1	(0749) 22-3301 (0749) 23-8418
彦根郵便局		522-8799	彦根市中央町 3-5	(0749) 22-6223 (0749) 26-3360
彦根商工会議所		522-0063	彦根市中央町 3-8	(0749) 22-4551 (0749) 26-2730
東びわこ農業協同組合	総務部	522-0223	彦根市川瀬馬場町 922-1	(0749) 28-7800 (0749) 28-7888
エフエムひこねコミュニティ放送(株)		522-0062	彦根市立花町 6-19	(0749) 30-3355 (0749) 27-3986
彦根市社会福祉協議会	総務課	522-0041	彦根市平田町 670	(0749) 22-2871 (0749) 22-2841
犬上川沿岸土地改良区		522-0252	犬上郡甲良町金屋 1203-1	(0749) 38-2017
宇曽川ダム管理事務所		527-0102	東近江市平柳町 1-6	(0749) 45-0622 (0749) 45-0750
永源寺ダム管理事務所		527-0211	東近江市永源寺相谷町 34-7	(0748) 27-0058 (0748) 27-0130
大垣市	生活安全課	503-8601	大垣市丸の内 2 丁目 29	(0584) 81-4111 (0584) 81-3347

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
株式会社平和堂	本部総務部	522-8511	彦根市西今町1	(0749) 26-9610 (0749) 23-3118
彦根商店街連盟	事務局	522-0063	彦根市中央町3-8	(0749) 22-7303 (0749) 27-0134
稲枝商工会		521-1113	彦根市稲部町607-1	(0749) 43-2201 (0749) 43-6338

【彦根市内 指定地方公共機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
近江鉄道株式会社	管理部総務課	522-8503	彦根市駅東町15番1	(0749) 22-3301 (0749) 23-8418
近江トラベル株式会社	業務部 旅客船課	522-8503	彦根市駅東町15番1	(0749) 22-3308 (0749) 24-5066
湖国バス株式会社	業務部 業務課	522-0010	彦根市駅東町15番1	(0749) 22-1210 (0749) 22-1224

【県（知事部局、教育委員会、警察本部等）】

担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	メールアドレス
知事公室 (防災危機管理局) ※滋賀県国民保護 協議会事務局	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3432 (077) 528-6037	as0002@pref.shiga.lg.jp
総合企画部 (企画調整課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3310 (077) 528-4830	kikaku@pref.shiga.lg.jp
総務部 (人事課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3151 (077) 528-4815	bc00@pref.shiga.lg.jp
文化スポーツ部 (文化芸術振興課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3341 (077) 528-4833	sc00@pref.shiga.lg.jp
琵琶湖環境部 (環境政策課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3350 (077) 528-4844	de00@pref.shiga.lg.jp
健康医療福祉部 (健康福祉政策課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3511 (077) 528-4850	ea00@pref.shiga.lg.jp
商工観光労働部 (商工政策課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3711 (077) 528-4870	fa00@pref.shiga.lg.jp
農政水産部 (農政課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3811 (077) 528-4880	ga00@pref.shiga.lg.jp
土木交通部 (監理課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-4111 (077) 524-0943	ha00@pref.shiga.lg.jp
会計管理局 (管理課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-4311 (077) 528-4920	ka00@pref.shiga.lg.jp
企業庁 (経営課)	524-0201	野洲市吉川3382	(077) 589-4608 (077) 589-4715	na01100@pref.shiga.lg.jp
病院事業庁 (経営管理課)	524-8524	守山市守山五丁目4-30	(077) 582-5852 (077) 582-5697	nb00@pref.shiga.lg.jp

担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	メールアドレス
議会事務局 (総務課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-4081 (077) 528-4940	gikai-s@pref.shiga.lg.jp
教育委員会 (教育総務課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-4510 (077) 528-4950	ma00@pref.shiga.lg.jp
警察本部 (警備第二課)	520-8501	大津市打出浜1-10	(077) 522-1231	pa18@pref.shiga.lg.jp

【県（土木事務所）】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
大津土木事務所	管理調整課	520-0807	大津市松本一丁目 2-1	(077) 524-2832 (077) 525-9352
南部土木事務所	経理用地課	525-8525	草津市草津三丁目 14-75	(077) 567-5433 (077) 562-9234
甲賀土木事務所	経理用地課	528-8511	甲賀市水口町水口 6200	(0748) 63-6153 (0748) 63-1504
東近江土木事務所	経理用地課	527-8511	東近江市八日市緑町 7-23	(0748) 22-7733 (0748) 23-4163
湖東土木事務所	経理用地課	522-0071	彦根市元町 4-1	(0749) 27-2241 (0749) 23-3531
長浜土木事務所	経理用地課	526-0033	長浜市平方町 1152-2	(0749) 65-6636 (0749) 62-5065
高島土木事務所	経理用地課	520-1621	高島市今津町今津 1758	(0740) 22-6043 (0740) 22-6077

【市町】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
大津市	危機・防災対策課	520-8575	大津市御陵町 3-1	(077) 528-2616 (077) 523-2202
彦根市	危機管理課	522-8501	彦根市元町 4 番 2 号	(0749) 30-6150 (0749) 23-1777
長浜市	防災危機管理局	526-8501	長浜市八幡東町 632	(0749) 65-6555 (0749) 65-8555
近江八幡市	危機管理課	523-8501	近江八幡市桜宮町 236	(0748) 33-4192 (0748) 33-4193
草津市	危機管理課	525-8588	草津市草津 3-13-30	(077) 561-2325 (077) 561-6852
守山市	危機管理課	524-8585	守山市吉身 2-5-22	(077) 582-1119 (077) 583-5066
栗東市	危機管理局	520-3088	栗東市安養寺 1-13-33	(077) 551-0109 (077) 518-9833
甲賀市	危機管理課	528-8502	甲賀市水口町水口 6053	(0748) 69-2103 (0748) 63-4619
野洲市	危機管理課	520-2395	野洲市小篠原 2100-1	(077) 587-6089 (077) 587-4033
湖南市	危機管理・防災課	520-3288	湖南市中央 1-1	(0748) 71-2311 (0748) 72-2000

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
高島市	防災課	520-1592	高島市新旭町北畑 565	(0740) 25-8133 (0740) 25-8551
東近江市	防災危機管理課	527-8527	東近江市八日市緑町 10-5	(0748) 24-5617 (0748) 24-0752
米原市	防災危機管理課	521-8501	米原市米原 1016	(0749) 53-5161 (0749) 53-5149
日野町	総務課	529-1698	蒲生郡日野町河原 1-1	(0748) 52-6500 (0748) 52-2043
竜王町	生活安全課	520-2592	蒲生郡竜王町小口 3	(0748) 58-3703 (0748) 58-2573
愛荘町	くらし安全環境課	529-1380	愛知郡愛荘町愛知川 72	(0749) 42-7699 (0749) 42-7377
豊郷町	総務課	529-1169	犬上郡豊郷町石畑 375	(0749) 35-8111 (0749) 35-4575
甲良町	総務課	522-0244	犬上郡甲良町在土 353-1	(0749) 38-3311 (0749) 38-3421
多賀町	総務課	522-0341	犬上郡多賀町多賀 324	(0749) 48-8111 (0749) 48-0157

【消防機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
大津市消防局	警防課	520-8575	大津市御陵町 3-1	(077) 525-9903 (077) 525-9904
湖南広域消防局	消防救助課	520-3024	栗東市小柿 3-1-1	(077) 552-8825 (077) 552-0988
甲賀広域行政組合 消防本部	消防総務課危機管 理室	528-0005	甲賀市水口町水口 6218	(0748) 63-7933 (0748) 63-7950
東近江行政組合 消防本部	警防課	527-0037	東近江市東今崎町 5-33	(0748) 22-7604 (0748) 22-7613
彦根市消防本部	警防課	522-0054	彦根市西今町 415	(0749) 22-0337 (0749) 22-9427
湖北地域消防本部	警防課	526-0033	長浜市平方町 1135	(0749) 62-6194 (0749) 62-2119
高島市消防本部	警防課	520-1655	高島市今津町日置前 5150	(0740) 22-5402 (0740) 22-5199

【指定地方行政機関等】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
近畿管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	540-0012	大阪府大阪市中央区谷町 2-1-17	(06) 6944-1234 (06) 6945-4489
近畿財務局	総務部 総務課	540-8558	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	(06) 6949-6390 (06) 6941-2893
近畿財務局 大津財務事務所	総務課	520-0044	大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 7 階	(077) 522-3765 (077) 525-3433
近畿厚生局	総務課	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	(06) 6942-2241 (06) 6946-1500
近畿農政局	企画調整室	602-8054	京都府京都市上京区西洞院通り下 長者町下ル丁子風呂町	(075) 414-9036 (075) 414-9060
近畿農政局 滋賀支局地方参事 官室		520-0044	大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 6 階	(077) 522-4261 (077) 523-1824
近畿中国森林管理 局	企画調整課	530-0042	大阪府大阪市北区天満橋 1-8-75	(06) 6881-3402 (06) 6881-3415
近畿経済産業局	総務企画部 総務課	540-8535	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館	(06) 6966-6001 (06) 6966-6071
中部近畿産業保安 監督部近畿支部	管理課	540-8535	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 別館	(06) 6966-6061 (06) 6966-6095
近畿運輸局	総務部安全防災・ 危機管理調整官	540-8558	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	(06) 6949-6412 (06) 6949-6458
近畿運輸局 滋賀運輸支局	企画輸送・監査部 門	524-0104	守山市木浜町 2298-5	(077) 585-7253 (077) 584-2079
近畿地方整備局	防災室	540-8586	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館	(06) 6942-1141 (06) 6944-4741
大阪航空局	総務部安全企画・ 保安対策課	540-8559	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	(06) 6949-6212 (06) 6945-8460
大阪航空局 大阪空港事務所		560-0036	大阪府豊中市蛸池西町 3-371	(06) 6843-1121 (06) 6843-1150
大阪管区气象台	総務課	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	(06) 6949-6300
大阪管区气象台 彦根地方气象台	業務危機管理官 室	522-0068	彦根市城町 2-5-25	(0749) 23-2582
近畿地方環境事務 所	総務課	540-6591	大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31 大阪マーチャンダ イズマートビル 8 階	(06) 4792-0700 (06) 4790-2800
滋賀労働局	総務課	520-0057	大津市御幸町 6-6	(077) 522-6647 (077) 522-6442

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
近畿中部防衛局	総務部 総務課	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	(06) 6945-4951 (06) 6945-7681
大阪税関	総務部 総務課	552-0021	大阪府大阪市港区築港 4-10-3 大阪港湾合同庁舎	(06) 6576-3010
大阪税関京都税関 支署滋賀出張所		525-0032	草津市大路 2-11-51	(077) 564-3410
陸上自衛隊 中部方面総監部		664-0012	兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	(072) 782-0001 (内線) 2256 (当直内線) 2259
陸上自衛隊 第3偵察戦闘大隊	大隊本部	520-1621	高島市今津町平郷 995	(0740) 22-2581 (内線) 272 (当直内線) 240
海上自衛隊 舞鶴地方総監部		625-8510	京都府舞鶴市余部下 1190	(0773) 62-2250 (内線) 2222 (当直内線) 2223
航空自衛隊 中部航空方面隊		350-1394	埼玉県狭山市稲荷山 2-3	(042) 953-6131 (内線) 2233 (当直内線) 2204
自衛隊滋賀地方 協力本部		520-0044	大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 5F	(077) 524-6446 (077) 524-8401

【その他の県内関係機関】

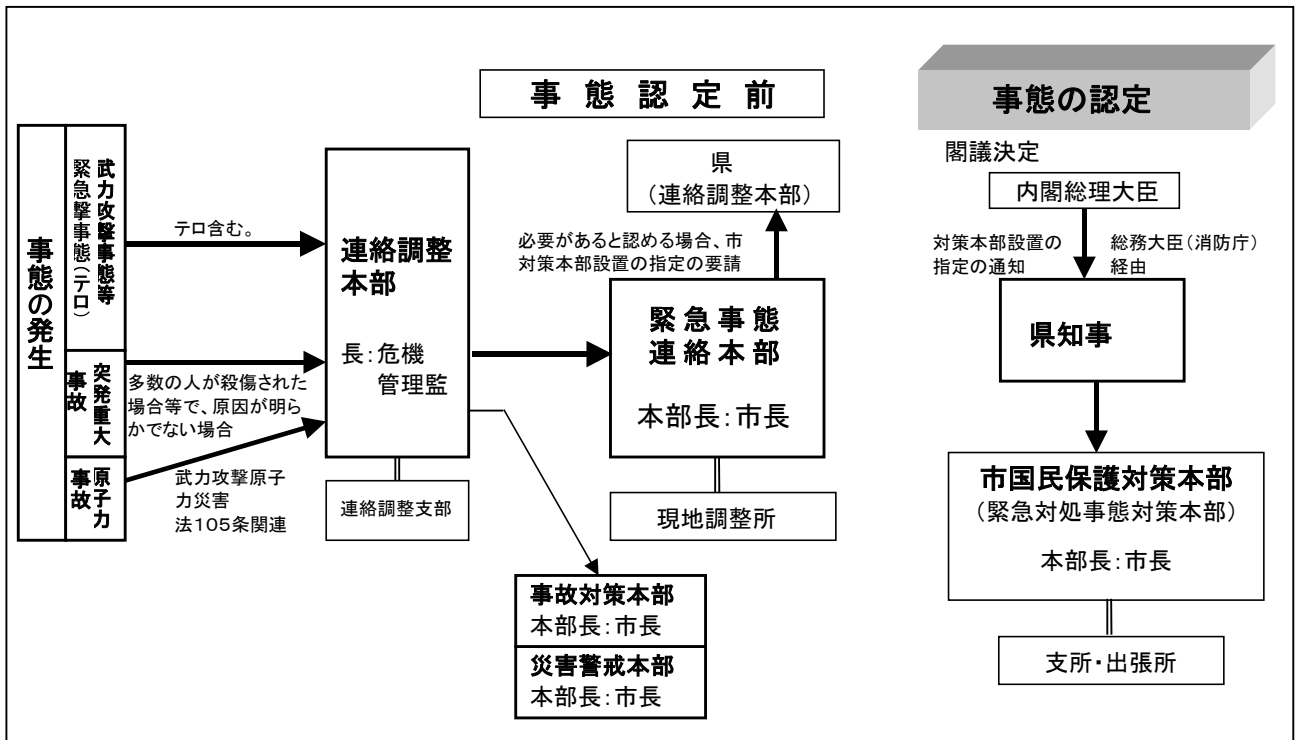
名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
滋賀県市長会	事務局	520-0044	大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館内	(077) 522-2711 (077) 523-2354
滋賀県町村会	事務局	520-0807	大津市松本 1-2-1 滋賀県大津合同庁舎内	(077) 526-2222 (077) 526-1279
公益財団法人 滋賀県消防協会	事務局	520-0044	大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館内	(077) 522-1965 (077) 526-1039
一般社団法人 滋賀県医師会	事務局	520-3031	栗東市縷 1-10-7	(077) 514-8711 (077) 552-9933
一般社団法人 滋賀県歯科医師会	事務局	520-0044	大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館内	(077) 523-2787 (077) 523-2788
一般社団法人 滋賀県薬剤師会	事務局	525-0072	草津市笠山 7-4-52	(077) 565-3535 (077) 563-9033
公益社団法人 滋賀県看護協会	事務局	525-0032	草津市大路 2-11-51	(077) 564-6468 (077) 562-8998
一般社団法人 滋賀県病院協会	事務局	520-0044	大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館内	(077) 525-7525 (077) 525-5859
公益社団法人 滋賀県私立病院協 会	事務局	520-0232	大津市真野 1-12-30	(077) 572-3825 (077) 573-8726
一般社団法人 滋賀県バス協会	事務局	524-0104	守山市木浜町 2298-4	(077) 585-8333 (077) 585-8335

【彦根市役所】

担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
市長直轄組織危機管理課 (国民保護協議会事務局)	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 30-6150 FAX (0749) 23-1777
企画振興部 (企画課)	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 30-6101 FAX (0749) 22-1398
スポーツ部 (スポーツ振興課)	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 22-5955 FAX (0749) 21-3080
総務部 (総務課)	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 30-6100 FAX (0749) 22-1398
人事部 (人事課)	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 30-6106 FAX (0749) 22-1398
市民環境部 (ライフサービス課)	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 30-6111 FAX (0749) 21-2220
福祉保健部 (社会福祉課)	522-0041	平田町670	TEL (0749) 23-9590 FAX (0749) 26-1768
子ども未来部 (子ども・若者課)	522-0041	平田町670	TEL (0749) 49-2251 FAX (0749) 26-1768
観光文化戦略部 (観光交流課)	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 30-6120 FAX (0749) 24-9676
産業部 (農林水産課)	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 30-6118 FAX (0749) 24-9676
建設部 (建設管理課)	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 30-6121 FAX (0749) 24-5211
都市政策部 (都市計画課)	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 30-6124 FAX (0749) 24-8517
上下水道部 (上下水道総務課)	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 22-8477 FAX (0749) 24-4054
議会事務局	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 30-6130 FAX (0749) 22-0906
消防本部 (消防総務課)	522-0054	西今町415	TEL (0749) 22-0119 FAX (0749) 22-9427
市立病院 (病院総務課)	522-8539	八坂町1882	TEL (0749) 22-6050 FAX (0749) 26-0754
教育委員会事務局 (教育総務課)	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 24-7972 FAX (0749) 23-5511
監査委員事務局	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 30-6132 FAX (0749) 22-1398
稻枝支所	521-1105	田原町13-1	TEL (0749) 43-2225 FAX (0749) 43-8020
鳥居本出張所	522-0004	鳥居本町1491-6	TEL (0749) 22-2204 FAX (0749) 21-2224
高宮出張所	522-0201	高宮町2311	TEL (0749) 22-3210 FAX (0749) 21-2223
河瀬出張所	522-0234	森堂町131	TEL (0749) 28-1001 FAX (0749) 28-8020
亀山出張所	529-1155	賀田山町278-2	TEL (0749) 28-0022 FAX (0749) 28-8021
大藪浄水場	522-0057	八坂町2061-5	TEL (0749) 22-3324 FAX (0749) 23-9097

資料3 市の体制および職員の参集基準等

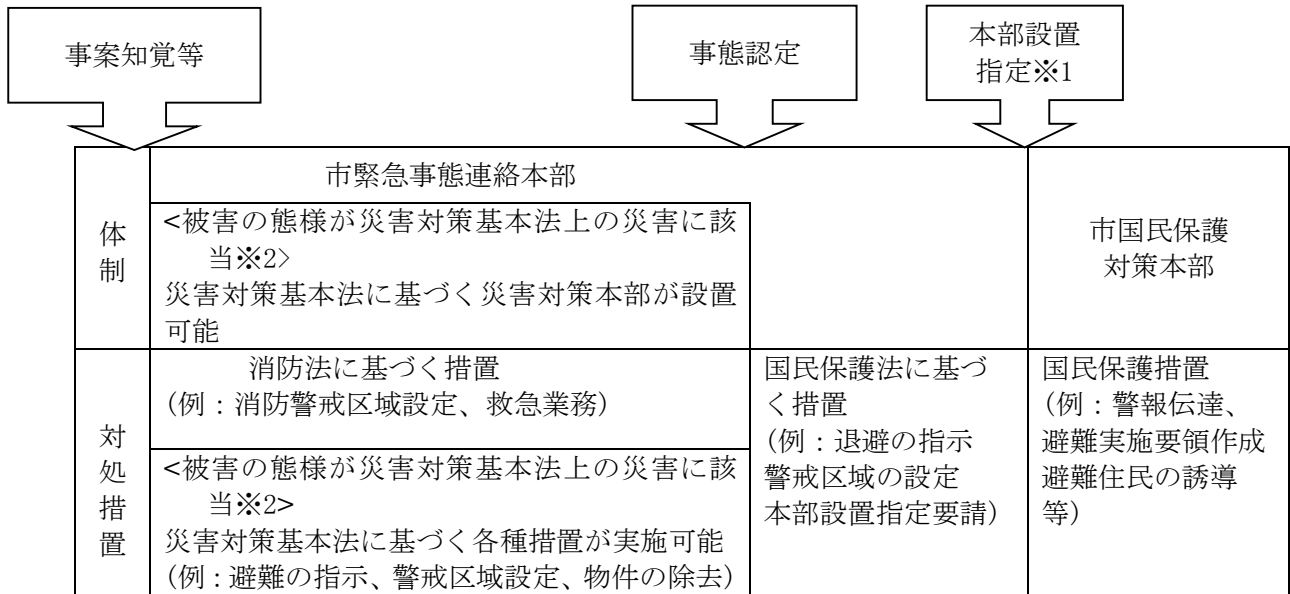
【市の体制】



【事態の状況に応じた参集・配備体制等】

体制区分	防災計画配備体制	事態の状況等
連絡調整本部体制	災害警戒第1号体制 または 災害警戒第2号体制	○ 情報の収集・分析等を行う必要がある場合 ○ 隣接府県および県内他市町で事態が発生した場合等
緊急事態 連絡本部体制	災害対策第2号配備 または 災害対策第3号配備	【政府による事態認定前】 多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合等で、主として現場において迅速に対処する必要がある事態
対策本部体制 (国民保護対策本部 または緊急対処事態 対策本部)	災害対策第3号配備	【政府による事態認定後】 市対策本部設置の指定の通知を受けた場合の事態
備考	1 長期の事態対処に対応するため、交代制勤務による体制を確保する 2 参集に当たっては、職員参集の連絡網を活用するとともに、各部局等毎に電話、携帯電話等による連絡網を作成し、各職員に徹底するものとする。 3 参集を受けた職員が、交通の途絶、被災などにより登庁できない場合には、その旨を所属先に連絡するものとする。 4 参集者で欠員が生ずる場合には、職員差出し担当の部等が、欠員の代替職員を差出すものとする。 5 配備体制は、市地域防災計画の体制を準用する。	

【災害対策本部と国民保護対策本部の関係】



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等。なお、被害の態様が災害対策基本法上の災害に該当していたとしても、その原因が武力攻撃によることが明白な場合は、事態認定前であっても、同法は適用できないこととされている。

資料 4 市国民保護対策本部における各部所掌事務

部	班	分掌事務
市長直轄部	危機管理班	<ol style="list-style-type: none"> (1) 国民保護協議会の運営に関する事。 (2) 国民保護対策本部に関する事。 (3) 国民保護対策本部を設置すべき市の指定の要請に関する事。 (4) 国民保護に関する総合計画および啓発に関する事。 (5) 国民保護措置についての訓練に関する事。 (6) 生活関連施設の把握に関する事。 (7) 物資および資材の備蓄等に関する事。 (8) 国民保護対策本部員の招集に関する事。 (9) 国民保護対策本部長の命令の伝達に関する事。 (10) 記録の編成保存に関する事。 (11) 市および県の防災行政無線の運用に関する事。 (12) 国民保護関係の文書および物品の受付、配布および発送に関する事。 (13) 被害状況調査の総合計画および取りまとめに関する事。 (14) 被害状況の受理および被害調査報告に関する事。 (15) 広域応援要請（庁内調整を除く。）に関する事。 (16) 自衛隊の派遣要請に関する事。 (17) 他の機関および団体ならびに各部および各班の連絡調整に関する事。 (18) 市域外における被害支援実施の調整および総括に関する事。 (19) 各種情報の収集および警報の伝達や避難・退避の指示等に関する事。 (20) 避難実施要領の策定に関する事。 (21) 情報通信手段の確保に関する事。 (22) 警戒区域の設定および解除に関する事。 (23) 土地等の使用に関する事。 (24) 応急公用負担に関する事。 (25) 帰宅困難者の受入れの準備等対策に関する事。 (26) 緊急輸送手段の確保に関する事。 (27) 緊急輸送の実施に関する事。 (28) 避難市民の復帰のための措置に関する事。 (29) 他班の所管に属しない事。
	秘書班	<ol style="list-style-type: none"> (1) 本部長および副本部長の秘書業務および特命に関する事。 (2) 政府、国会、県、他市町村等の外来者（議会の外来者を除く。）の被災地視察に関する事。 (3) 各種陳情（議会関係を除く。）に関する事。 (4) 被災地の慰問見舞いに関する事。
企画振興部	部内各班共通	<ol style="list-style-type: none"> (1) 企画振興部が担当する避難施設の開設および運営、避難施設における相談所の運営ならびに当該避難施設等への避難誘導に関する事。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関する事。 (3) 他班実施事項の応援（部外を含む。）
	企画班	<ol style="list-style-type: none"> (1) 法令の規定により作成する諸計画と国民保護計画との調整に関する事。 (2) 復興計画の策定に関する事。 (3) 男女共同参画センターの被害対策および連絡調整に関する事。
	まちづくり推進班	<ol style="list-style-type: none"> (1) 自治会等からの被害状況等報告に関する事。 (2) 市民からの問い合わせに対する総合的な窓口に関する事。
	情報政策班	<ol style="list-style-type: none"> (1) コンピュータシステムの保守および復旧に関する事。
	広報戦略班	<ol style="list-style-type: none"> (1) 国民保護関係の広報活動および報道機関との連絡調整に関する事。
	人権政策班	<ol style="list-style-type: none"> (1) 避難行動要支援者対策に関する事。 (2) 人権・福祉交流会館の連絡調整に関する事。 (3) 市民交流センター（東山児童館を含む。）の被害対策に関する事。

部	班	分掌事務
		(4) 外国人の被害対策に関すること。
	人権・福祉 交流会館班	(1) 人権・福祉交流会館の被害対策に関すること。
スポーツ部	部内各班共通	(1) スポーツ部が担当する避難施設等の開設および運営、避難施設における相談所の運営ならびに当該避難施設等への避難誘導に関すること。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 他班実施事項の応援（部外を含む。）
	スポーツ振興班	(1) 社会体育施設の被害対策（応急対策および復旧対策を含む。）に関すること。
	国スポ・障スポ 総務班	(1) 国スポ・障スポ主会場整備地での被害対策に係る県等との連絡調整に関すること。
	国スポ・障スポ 協議班	(1) 国スポ・障スポ総務班実施事項の応援
総務部	部内各班共通	(1) 総務部が担当する避難施設等の開設および運営、避難施設における相談所の運営ならびに当該避難施設等への避難誘導に関すること。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	総務班	(1) 特殊標章等の交付等に関すること。 (2) 不服申立てに関すること。 (3) 訴訟に関すること。 (4) 危機管理班実施事項の応援
	公有財産 管理班	(1) 市有財産の被害対策に関すること。 (2) 緊急通行車両の手続きに関すること。 (3) 市有車両および施設に係る燃料の供給に関すること。 (4) 危機管理班実施事項の応援
	財政班	(1) 緊急予算の編成および資金の調達に関すること。 (2) 他班実施事項の応援（部外を含む。）
	税務班	(1) 固定資産等の被害調査報告に関すること。 (2) 災証明発行に係る家屋被害認定業務の実施および被災者台帳の作成に関すること。 (3) 世帯別被害調査の実施に関すること。 (4) 被災に伴う市税の減免等に関すること。 (5) 他班実施事項の応援（部外を含む。）
	債権管理班	(1) 避難場所（亀山出張所および東びわこ農業協同組合本店に限る。）の開設運営に関すること。 (2) 被災に伴う市税の猶予に関すること。 (3) 被災に伴う国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料の猶予等に関すること。 (4) 他班実施事項の応援（部外を含む。）
	契約監理班	(1) 主要食糧、衣料、燃料その他必要物資の調達に関すること。 (2) 生活関連物資等の価格の安定に関すること。 (3) 物的支援の受援に係る庁内調整に関すること。 (4) 他班実施事項の応援（部外を含む。）
	議会班	(1) 議会関係の連絡調整に関すること。 (2) 議会関係の外来者の被災地視察に関すること。 (3) 議会関係の各種陳情に関すること。 (4) 議会関係の被災地の慰問に関すること。 (5) 他班実施事項の応援（部外を含む。）

部	班	分掌事務
	出納・監査班	(1) 物品および金銭の出納に関する事。 (2) 他班実施事項の応援（部外を含む。）
人事部	部内各班共通	(1) 人事部が担当する避難施設等の開設運営および避難誘導に関する事。 (2) 他班実施事項の応援（部外を含む。）
	人事班	(1) 職員の動員派遣に関する事。 (2) 勤務時間外における市民等からの連絡対応に関する事。 (3) 公務災害補償に関する事。 (4) 被災職員に対する給付および援助に関する事。 (5) 職員の安全確保に関する事。 (6) 人的支援の受援に係る庁内調整に関する事。
	働き方・業務改革推進班	(1) 人事班実施事項の応援
市民環境部	部内各班共通	(1) 市民環境部が担当する避難施設等の開設および運営、避難施設における相談所の運営ならびに当該避難施設等への避難誘導に関する事。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関する事。
	生活環境班	(1) 行方不明者の捜索に関する事。 (2) 一般財団法人彦根市事業公社等関係機関との連絡調整に関する事。 (3) 彦根愛知犬上広域行政組合小八木中継基地との連絡調整に関する事。 (4) 死体の処理および収容に関する事。 (5) 火葬（彦根愛知犬上広域行政組合紫雲苑との連絡調整に関する事を含む。）に関する事。 (6) し尿処理に関する事。 (7) 公害の予防に関する事。 (8) 特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策に関する事。 (9) 廃棄物の処理等に関する事。 (10) NBC攻撃による汚染の原因物質特定に対する協力に関する事。
	ライフサービス班	(1) 避難誘導に関する事。 (2) 避難場所等開設運営および相談所に関する事。 (3) 被災者の収容に関する事。 (4) 収容施設の供与に関する事。 (5) 埋火葬の許可に関する事。 (6) 生活環境班および清掃センター班実施事項の応援
	保険年金班	(1) 炊き出しに関する事。 (2) 被災に伴う国民年金保険料の減免等に関する事。 (3) 被災に伴う国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料の減免等に関する事。 (4) 生活環境班および清掃センター班実施事項の応援
	清掃センター班	(1) 清掃施設の被害対策に関する事。 (2) 消毒および清掃に関する事。 (3) 廃棄物の処理等に関する事。 (4) 特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策に関する事。
福祉保健部	部内各班共通	(1) 福祉保健部が担当する避難施設等の開設および運営、避難施設における相談所の運営ならびに当該避難施設等への避難誘導に関する事。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関する事。

部	班	分掌事務
	社会福祉班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救援の全般的な企画および国民保護法による救援の程度及び方法の基準に基づく救援事務を分掌する各班の連絡調整に関する事。 (2) 避難行動要支援者対策に関する事。 (3) 福祉施設の被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関する事。 (4) 民間救助団体との連絡調整に関する事。 (5) 行方不明者の捜索に関する事。 (6) 安否情報の収集体制の整備に関する事。 (7) 避難行動支援者および危険区域の要配慮者利用施設への避難指示等の周知および伝達に関する事。 (8) 物資等の供給に関する事。 (9) 福祉避難所の開設・運営に関する事。 (10) ボランティアに関する事。 (11) 赤十字奉仕団の動員に関する事。 (12) り災証明の発行に関する事。 (13) り災見舞金の募集および分配に関する事。 (14) 救援費支給および救援費予算要求に関する事。 (15) 生活再建に係る資金の支給および貸付けに関する事。 (16) 被災世帯に対する更正資金の融資に関する事。 (17) 被災者に対する生活保護法の適用に関する事。
	高齢福祉推進班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 要支援者および要介護者の被害状況の調査報告に関する事。 (2) 避難行動要支援者対策に関する事。 (3) 指定管理施設の配備体制に係る連絡等に関する事。 (4) 指定管理施設の被害状況の調査報告に関する事。 (5) 介護保険サービス事業所の被害状況の調査報告に関する事。 (6) 要配慮者等の社会福祉施設等への受入れ調査等に関する事。 (7) 所管施設の被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関する事。 (8) 社会福祉班実施事項の応援 (9) 健康推進班実施事項の応援
	障害福祉班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難行動要支援者対策に関する事。 (2) 関係施設の被害状況の調査報告に関する事。 (3) サービス等提供事業所の被害状況調査報告に関する事。 (4) 在宅障害者の被害状況の調査報告に関する事。 (5) 在宅障害者の社会福祉施設等への受入れ調整等に関する事。 (6) 手話通訳等ボランティア確保等の調整に関する事。 (7) 障害者福祉センターの被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関する事。 (8) 社会福祉班実施事項の応援
	健康推進班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難行動要支援者対策に関する事。 (2) 医療施設との連絡調整に関する事。 (3) 救護班の編成および救護所の運営の調整に関する事。 (4) 避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するための土地等の使用に関する事。 (5) 妊産婦の救護および傷病者の収容、応急手当その他医療についての連絡調整に関する事。 (6) 救助薬品および医療資機材の供給および確保についての連絡調整に関する事。 (7) 被災時における予防注射およびワクチン接種に関する事。 (8) 防疫班の編成に関する事1。 (9) 休日急病診療所の被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関する事。 (10) 避難住民の健康支援に関する事。

部	班	分掌事務
子ども 未来部	部内各班共通	(1) 子ども未来部が担当する避難施設等の開設および運営、避難施設における相談所の運営ならびに当該避難施設等への避難誘導に関すること。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 社会福祉班実施事項の応援
	子ども・若者班	(1) 避難行動要支援者対策に関すること。 (2) 所管施設(東山児童館を除く。)の被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	子育て支援班	(1) 児童の被害対策に関すること。 (2) 被災児童等の保護に関すること。 (3) 避難行動要支援者対策に関すること。
	幼児班	(1) 関係機関の被害状況の調査報告に関すること。 (2) 被災園児等の保護に関すること。 (3) 避難行動要支援者対策に関すること。 (4) 所管施設の被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	発達支援センター班	(1) 避難行動要支援者対策に関すること。 (2) 発達支援センターの被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	幼稚園 保育所班	(1) 園児の避難誘導に関すること。 (2) 保護者・地域等への連絡調整に関すること。 (3) 幼稚園・保育所・認定こども園の被害対策に関すること。 (4) 被災園児等の保護に関すること。
観光文化戦略部	部内各班共通	(1) 観光文化戦略部が担当する避難施設等の開設および運営、避難施設における相談所の運営ならびに当該避難施設等への避難誘導に関すること。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	観光交流課	(1) 観光資源、観光施設等の被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2) 観光客(訪日外国人を含む。)に対する安全確保に関すること。 (3) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策に関すること。
	エンタテインメント班	(1) 部内の他班実施事項の応援
	文化財班	(1) 文化財の被害対策に関すること。
	文化振興班	(1) ひこね市文化プラザ、高宮地域文化センターおよびみずほ文化センターの被害対策に関すること。
産業部	部内各班共通	(1) 産業部が担当する避難施設等の開設および運営、避難施設における相談所の運営ならびに当該避難施設等への避難誘導に関すること。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	農林水産班	(1) 農林水産関係の被害状況の調査報告および被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2) 農村環境改善センターの被害対策に関すること。 (3) 農道等の緊急輸送手段の確保に関すること。 (4) 農業集落排水処理施設の被害に関すること。 (5) 財産区の被害対策に関すること。 (6) 農林水産関係の食糧の確保に関すること。 (7) 農林水産関係の被害に対する融資の調査に関すること。 (8) 風評被害対策に関すること。
	地域経済振興班	(1) 商工業関係の被害調査に関すること。 (2) 中小企業関係の被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)および連絡調整に関すること。 (3) 被災商工業者等に対する金融調査に関すること。

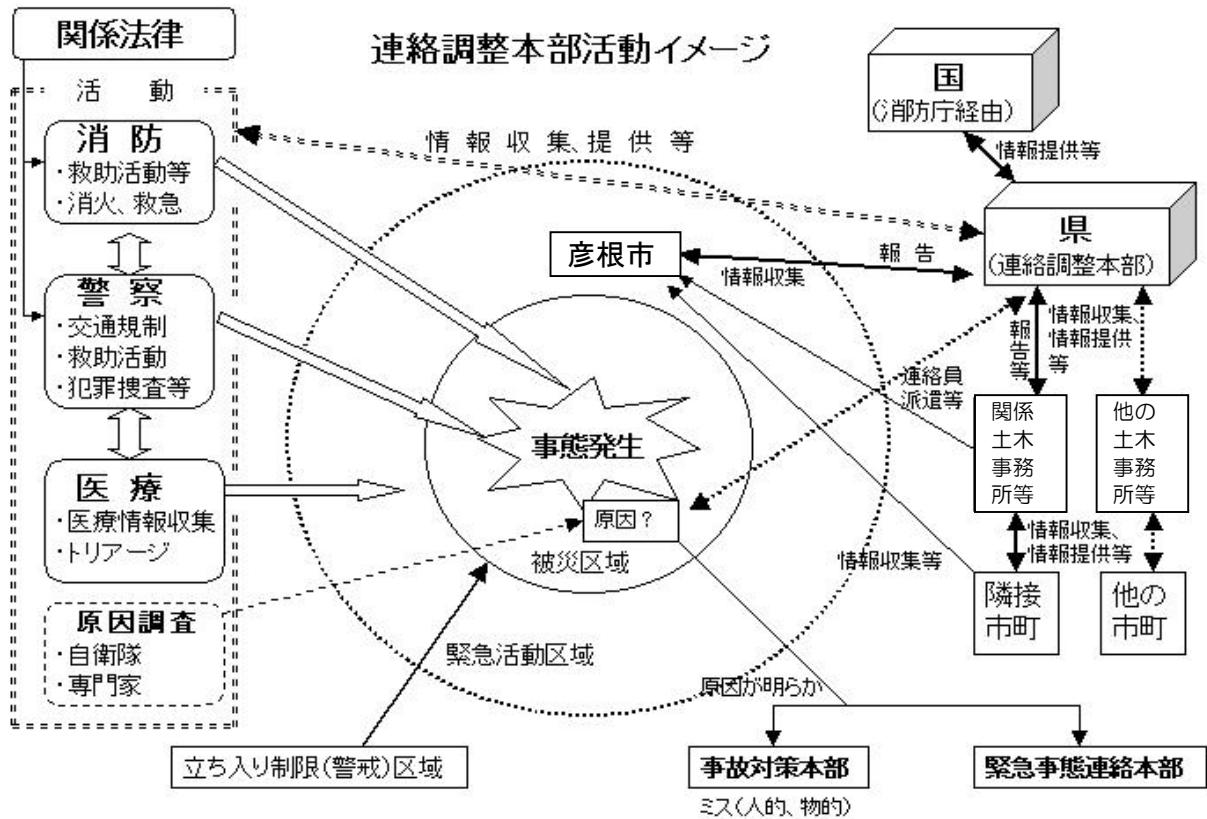
部	班	分掌事務
		(4) 雇用の安定確保に関すること。 (5) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策に関すること。 (6) 風評被害対策に関すること。 (7) 農林水産班実施事項の応援
	農業委員会班	(1) 農業委員会関係の連絡調整に関すること。 (2) 農林水産班実施事項の応援
建設部	部内各班共通	(1) 建設部が担当する避難施設等の開設および運営、避難施設における相談所の運営ならびに当該避難施設等への避難誘導に関すること。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	建設管理班	(1) 道路施設および河川施設の被害状況のとりまとめ報告に関すること。 (2) 土木建設資材等の応急物資の輸送の総括に関すること。 (3) 県道、市道等の緊急輸送道路の確保に関すること。 (4) 公共土木施設の復旧の総括に関すること。(総括) (5) 被害時の道路の交通規制、統制等交通に関すること。
	道路河川班	(1) 道路および河川施設の危険情報および被害状況の調査に関すること。 (2) 道路、橋梁、河川、堤防、急傾斜地等の危害防止および応急修理に関すること。 (3) 土木建設資材等の応急物資の輸送に関すること。 (4) 公共土木施設の復旧に関すること。
	市街地整備班	(1) 彦根駅東土地区画整理事業区域内管理地ならびに駅周辺地区における危険状況および被害状況の調査報告に関すること。 (2) 彦根駅東土地区画整理事業区域内管理地および駅周辺地区における被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (3) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援
	建築班	(1) 市有建築物の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)および被害状況の調査報告に関すること。 (2) 避難施設その他の仮設建築物の建築に関すること。 (3) その他営繕に関すること。 (4) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援
都市政策部	部内各班共通	(1) 都市政策部が担当する避難施設等の開設および運営、避難施設における相談所の運営ならびに当該避難施設等への避難誘導に関すること。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援
	都市計画班	(1) 公園および街路樹の被害対策に関すること。 (2) 二次被害防止のための被災宅地危険度判定調査に関すること。
	建築指導班	(1) 二次被害防止のための被災建築物応急危険度判定調査に関すること。 (2) 被災建築物の復旧のための建築相談に関すること。
	交通政策班	(1) 交通途絶箇所および交通回路の情報収集等に関すること。 (2) 事態発生時の交通規制の統制等交通に関すること。 (3) 鉄道、バス等緊急輸送手段の確保に関すること。 (4) 所管施設の被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	住宅班	(1) 市営住宅の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)および被害状況の調査報告に関すること。
上下水道部	部内各班共通	(1) 上下水道部が担当する避難施設等の開設および運営、避難施設における相談所の運営ならびに当該避難施設等への避難誘導に関すること。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 部内の他班実施事項の応援
	上下水道	(1) 上下水道施設の被害の総合調整に関すること。

部	班	分掌事務
	総務班	(2) 上下水道施設の被害に関する市民への周知および広報に関すること。 (3) 上下水道職員の動員派遣に関すること。 (4) 上下水道施設に関する緊急予算編成および資金の調達に関すること。
	上下水道業務班	(1) 上下水道施設の被害状況の調査報告に関すること。 (2) 機動給水および応急給水所の設置に関すること。 (3) 上水道応急復旧資機材の確保に関すること。 (4) 被害に伴う下水道使用料および受益者負担金の減免等に関すること。
	下水道建設班	(1) 下水道施設の被害対策に関すること。 (2) 下水道施設の被害状況の調査報告に関すること。 (3) 下水道機器および修理資材の確保に関すること。 (4) 下水道施設の復旧に関すること。
	上水道工務班	(1) 上水道施設の被害対策に関すること。 (2) 上水道施設の被害状況の調査に関すること。 (3) 上水道施設に係る緊急処置および応急対策に関すること。 (4) 上水道施設の復旧に関すること。
教育部	部内各班共通	
	(1) 教育部が担当する避難施設等の開設運営および避難誘導に関すること。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関すること。	
	教育総務班	(1) 教育部内職員の動員派遣に関すること。 (2) 教育財産の被害対策(応急・復旧対策含む。)に関すること。 (3) 教育関係義援金品の受領、保管および配分に関すること。 (4) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策に関すること。 (5) その他教育部の業務であって、他の班等に属さないこと。
	学校教育班	(1) 学校教育財産を避難施設として開放することについての協力に関すること。 (2) 教育施設への避難指示等の周知および伝達に関すること。 (3) 被災児童生徒等に対する安全確保に関すること。 (4) 学校給食センターの被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (5) 被災児童生徒等に対する教育および保健に関すること。 (6) 被災児童生徒等の学用品(国民保護法による救援の程度及び方法の基準に基づく学用品の給与を含む。)に関すること。 (7) 生涯学習班実施事項の応援
	学校ICT推進班	(1) 学校教育班実施事項の応援 (2) 生涯学習班実施事項の応援
	学校支援・人権・いじめ対策班	(1) 学校教育班実施事項の応援 (2) 生涯学習班実施事項の応援
	生涯学習班	(1) 社会教育施設および放課後児童クラブの被害対策(応急・復旧対策含む。)に関すること。 (2) 公民館等の避難場所に関すること。 (3) 学校教育班実施事項の応援
	彦根城博物館班	(1) 彦根城博物館の被害対策(応急・復旧対策含む。)に関すること。 (2) 学校教育班実施事項の応援
	図書館班	(1) 図書館の被害対策(応急・復旧対策含む。)に関すること。 (2) 教育総務班実施事項の応援
消防部	消防総務班	(1) 職員の参集状況の確認に関すること。 (2) 消防団の出動状況の把握に関すること。 (3) 消防関係機関との連絡に関すること。 (4) 消防用資機材の調達および補給に関すること。 (5) 消防職団員の食糧、飲料水および医療品の調達および供給に関すること。

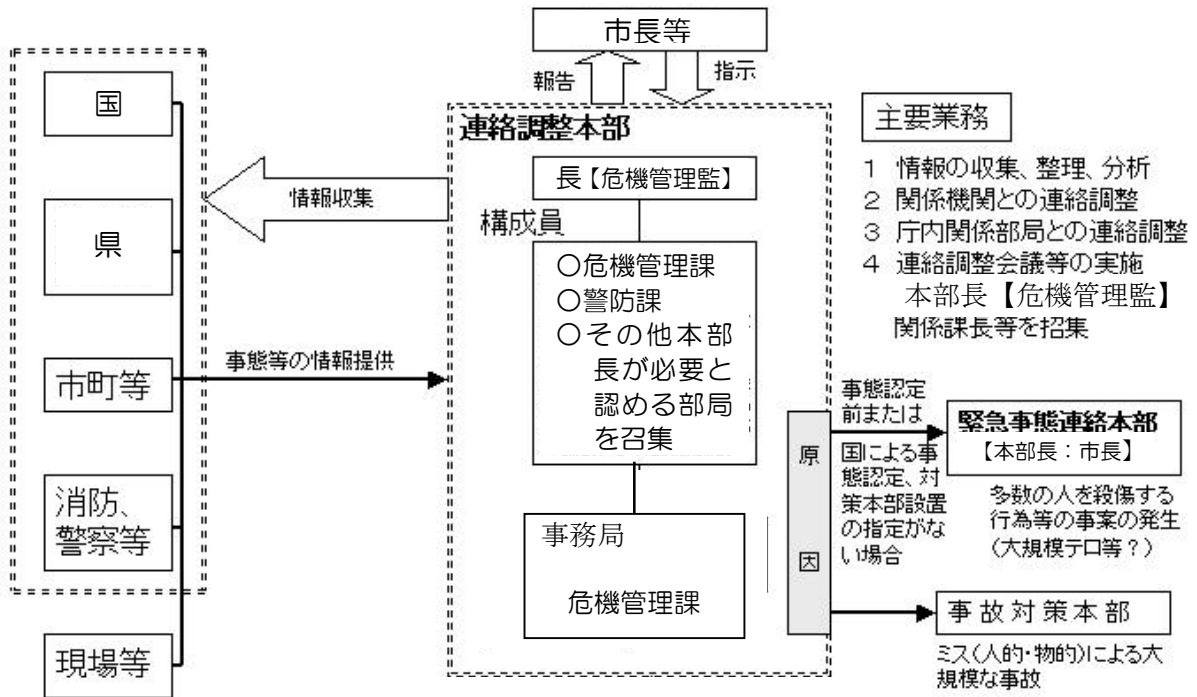
部	班	分掌事務
病院部		(6) 部内の他班に属さないこと。 (7) 特殊標章身分証明書の交付等に関すること。
	予防班	(1) 被害情報の収集および整理に関すること。 (2) 広報および宣伝に関すること。
	警防班	(1) 消防活動に関すること。 (2) 特別部隊に関すること。 (3) 応援要請に関すること。 (4) 応援部隊に対する誘導および指示に関すること。 (5) 特殊標章等の交付等に関すること。
	通信指令班	(1) 消防無線の運用および通信統制に関すること。 (2) 情報の受理ならびに指示および命令の伝達に関すること。 (3) 非常招集に関すること。 (4) 部隊の運用に関すること。
	消防署班	(1) 情報収集および報告に関すること。 (2) 参集員の把握および出動隊の編成に関すること。 (3) 消防隊の運用に関すること。 (4) 火災防御に関すること。 (5) 人命救助および避難に関すること。 (6) 行方不明者の捜索に関すること。 (7) 現場広報に関すること。 (8) 応急救護所の設置に関すること。 (9) 資機材等の運搬に関すること。 (10) 消防資機材の保全に関すること。 (11) 指揮隊の運用に関すること。
	病院事務局班	(1) 各種施設等の避難対策に関すること。 (2) 病院等の被災状況の把握に関すること。 (3) 傷病者の救護に関すること。 (4) 移送体制の確保に関すること。 (5) 医薬品、衛生材料等の確保および調達に関すること。 (6) 病院施設の被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (7) NBC攻撃による汚染の原因物質特定に対する協力に関すること。 (8) 被災時における予防注射およびワクチン接種に関すること。
	支部	稲枝支部 鳥居本支部 河瀬支部 亀山支部 高宮支部

(注) 本表にない事務については、本部会議または本部連絡員において、その都度定める。

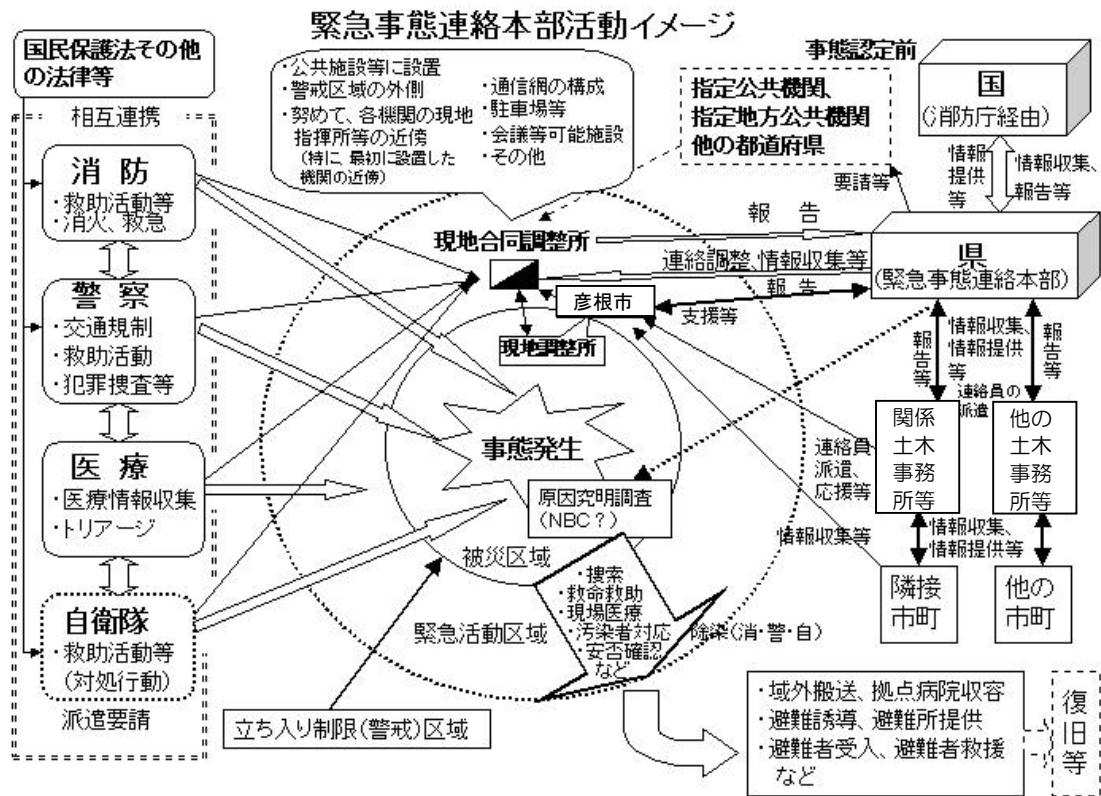
資料5 連絡調整本部（イメージ）



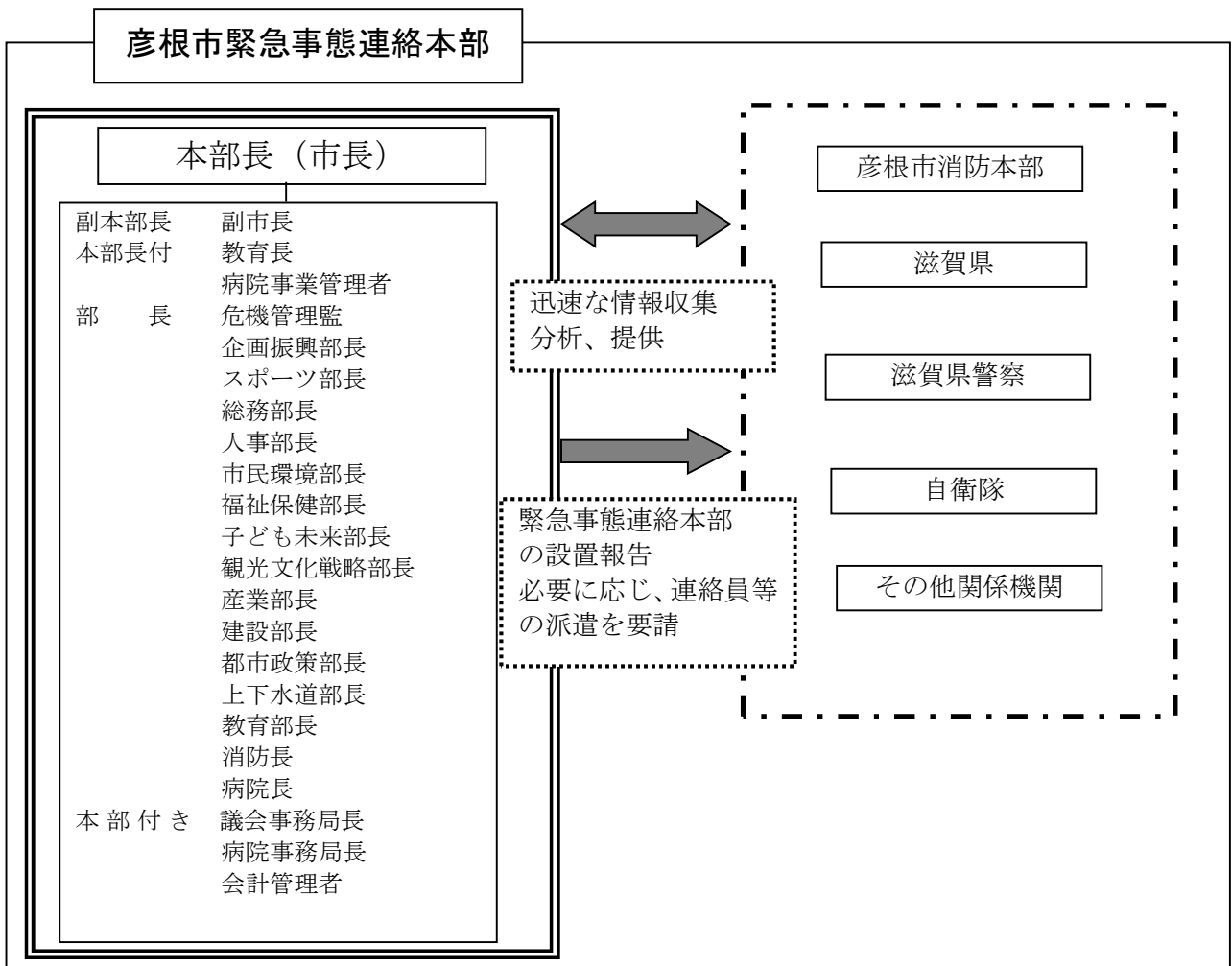
連絡調整本部体制



資料6 緊急事態連絡本部（イメージ）

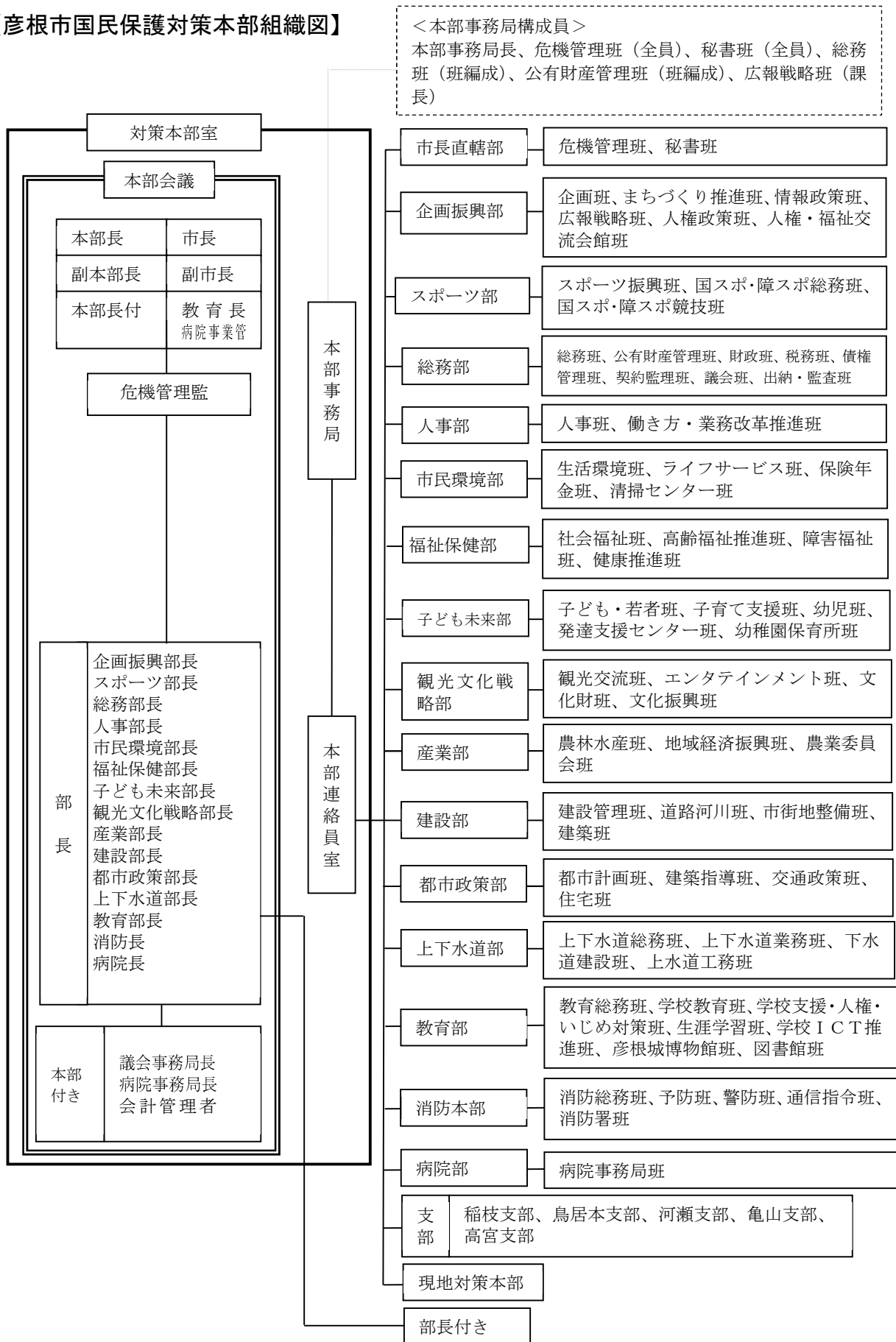


【市緊急事態連絡本部の構成等】



資料7 市対策本部（イメージ）

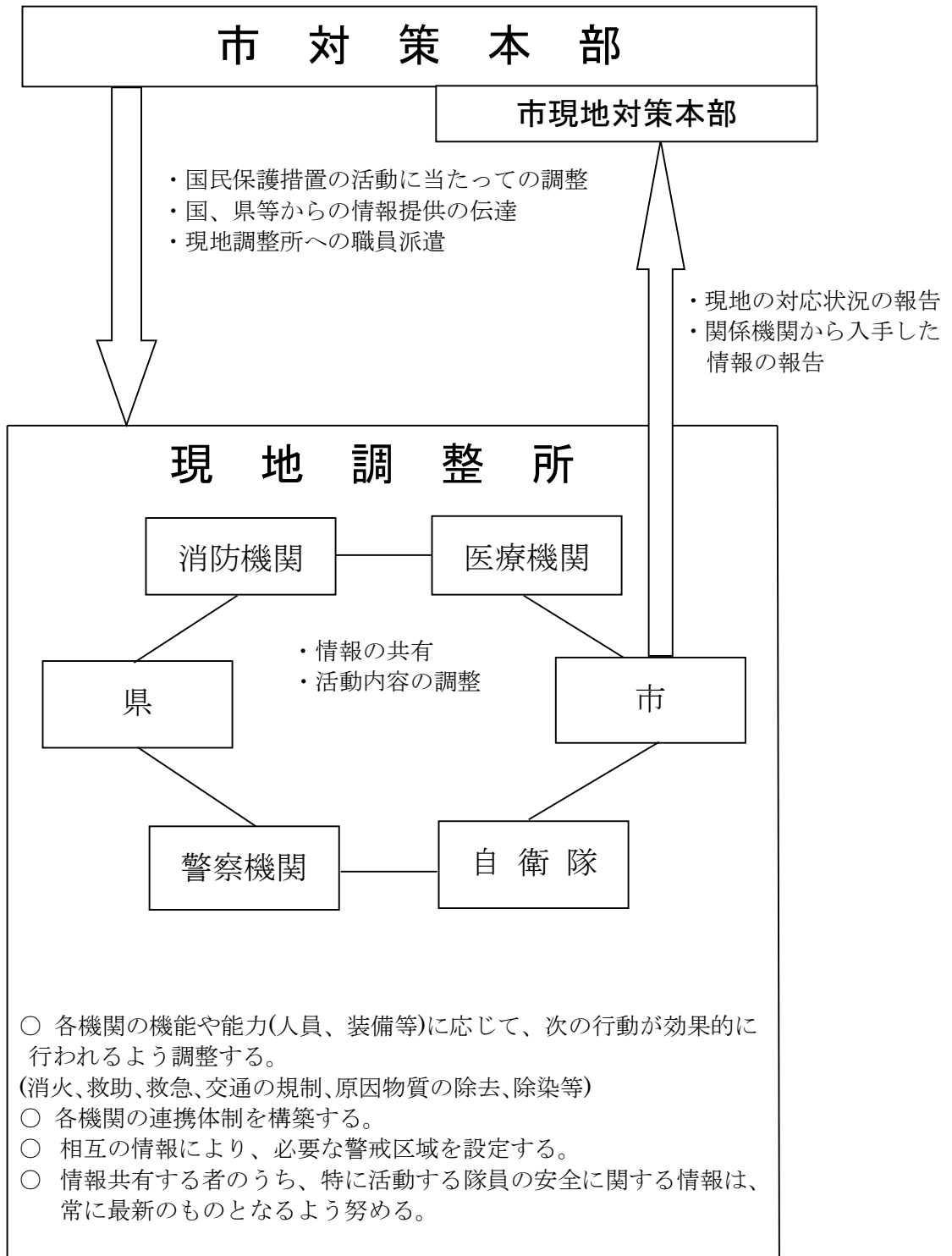
【彦根市国民保護対策本部組織図】



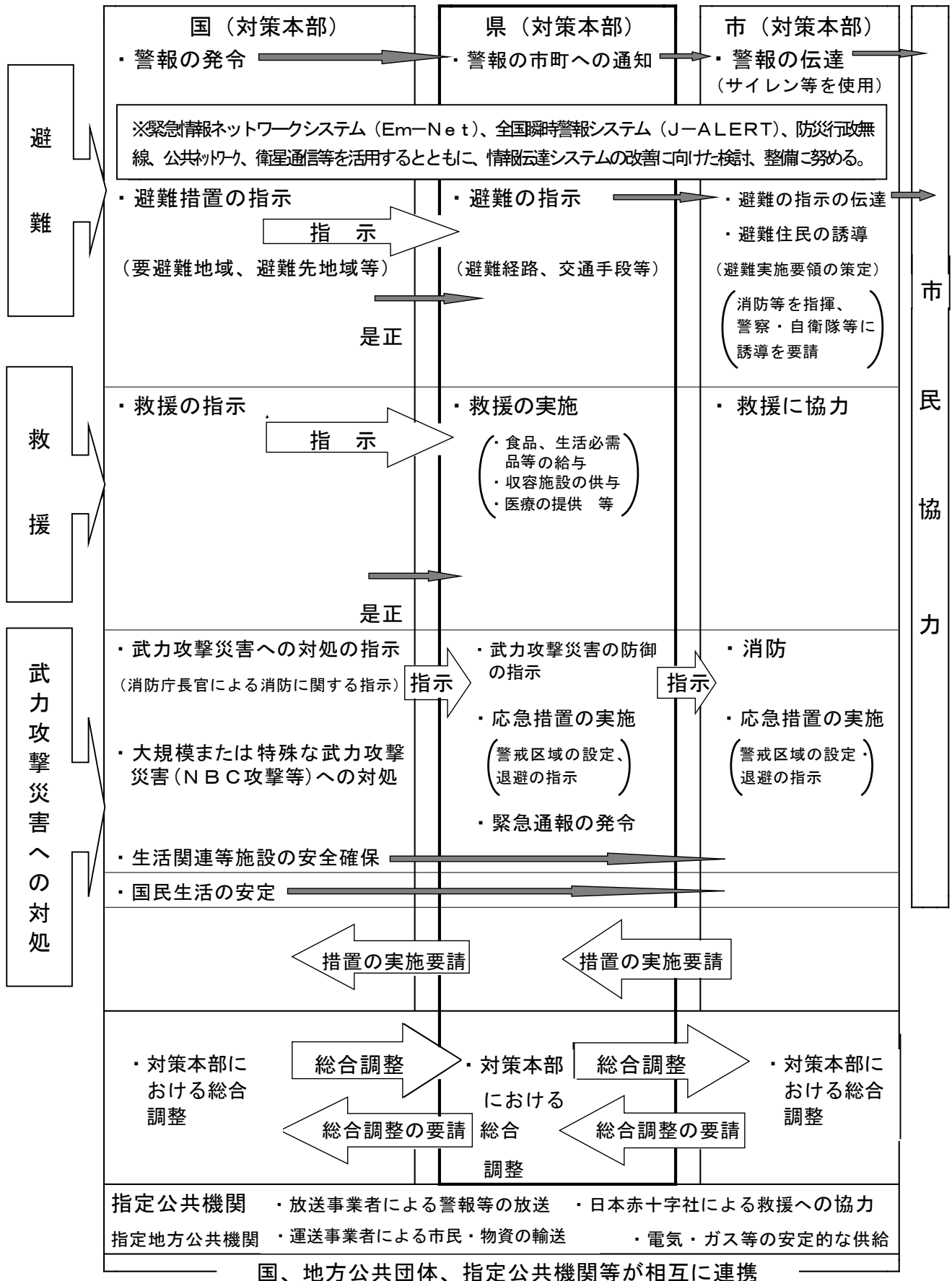
【市対策本部長の補佐機能】

担 当	機 能
<p>危機管理課 警防課</p>	<p>(1) 市対策本部会議の運営に関する事項 (2) 情報チームが収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 (3) 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 (4) 市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 (5) 市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項 (6) 市が行う国民保護措置に関する調整 (7) 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請および受入等広域応援に関する事項 (8) 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 (9) 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理および集約 ○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○被害への対応状況 ○安否情報 (10) 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 (11) 通信回線や通信機器の確保</p>

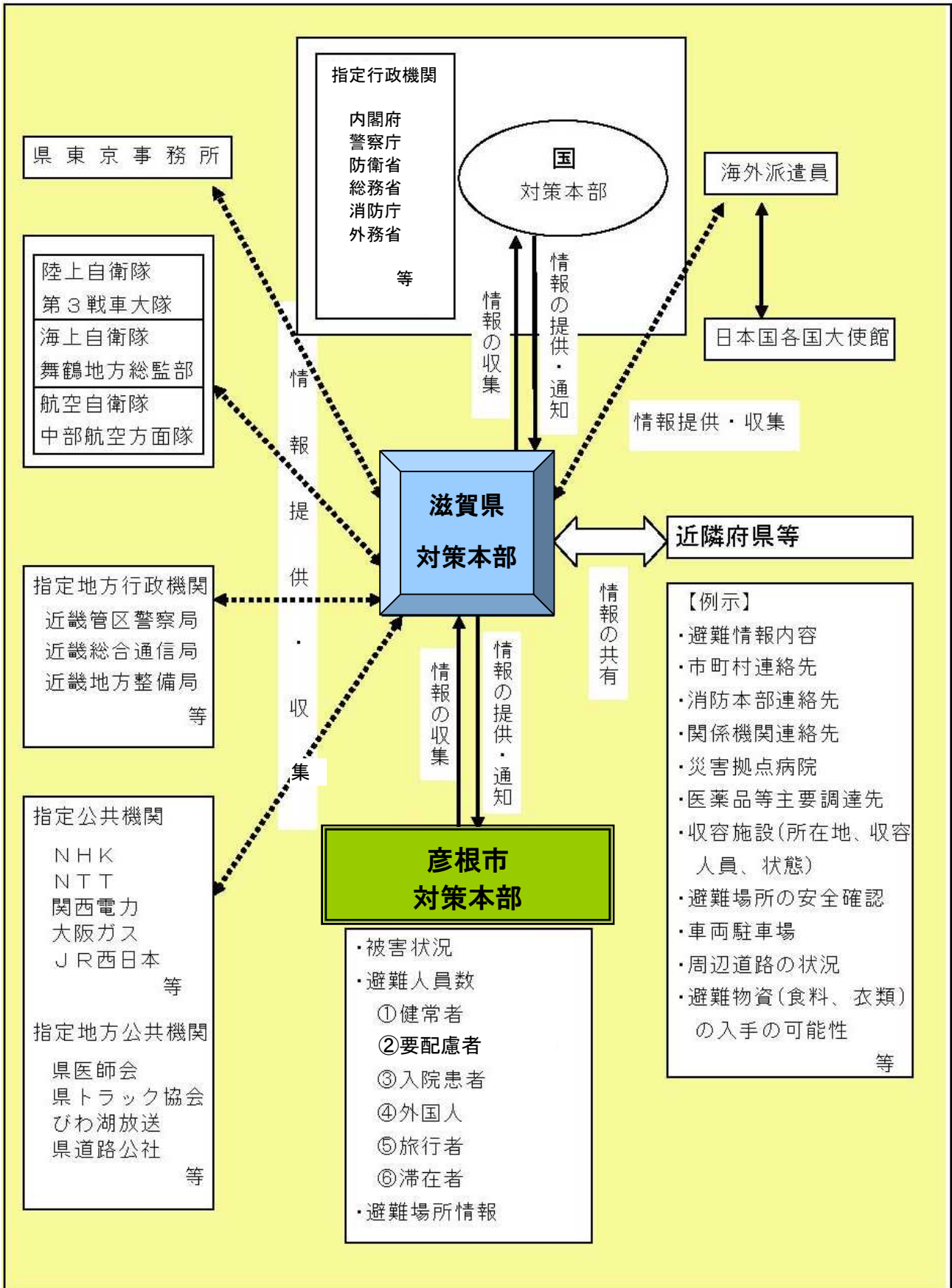
【現地調整所の組織編成例】



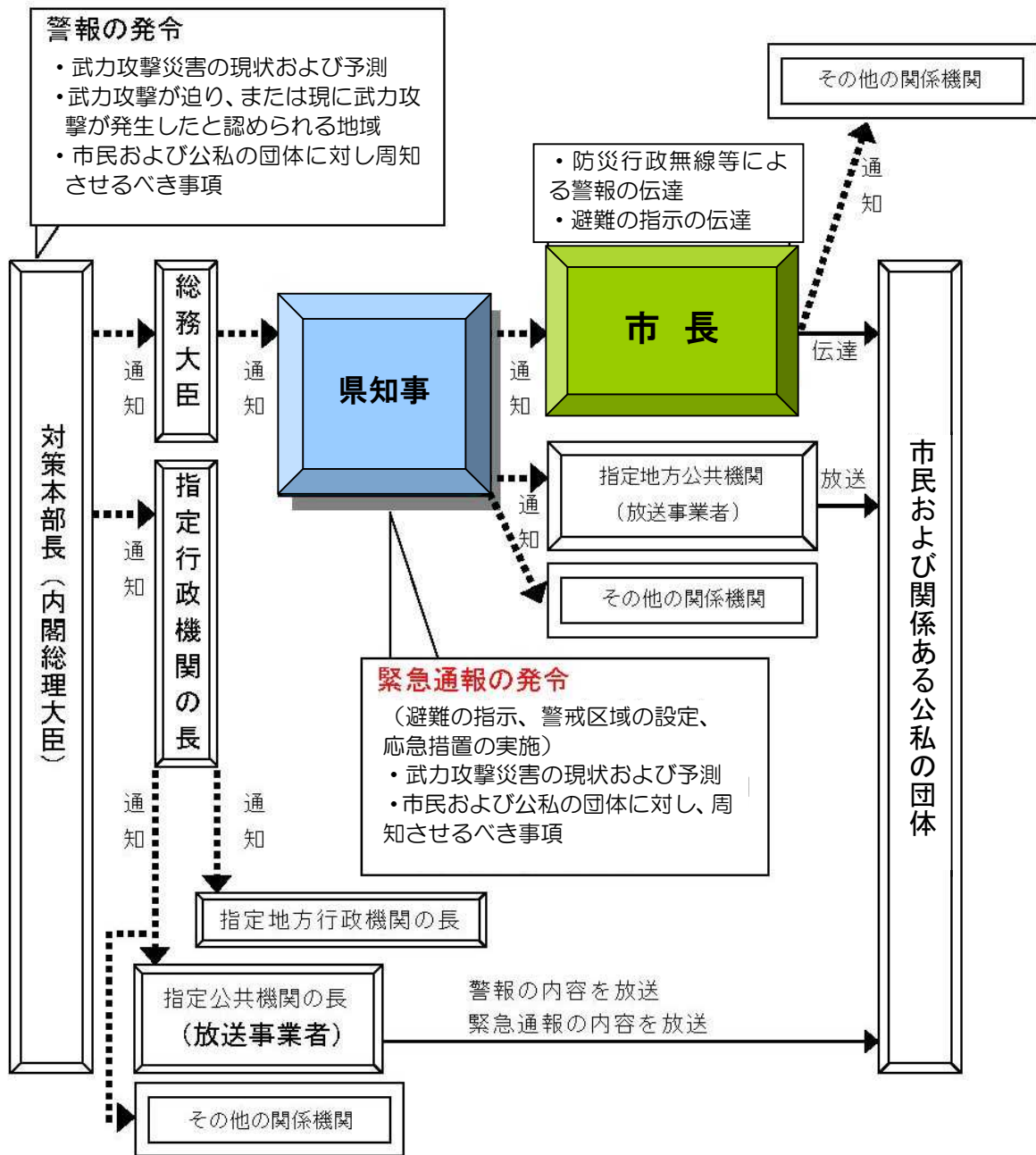
資料8 国民の保護に関する措置の流れ



資料9 情報の収集・伝達の流れ



資料 10 警報の発令の流れ



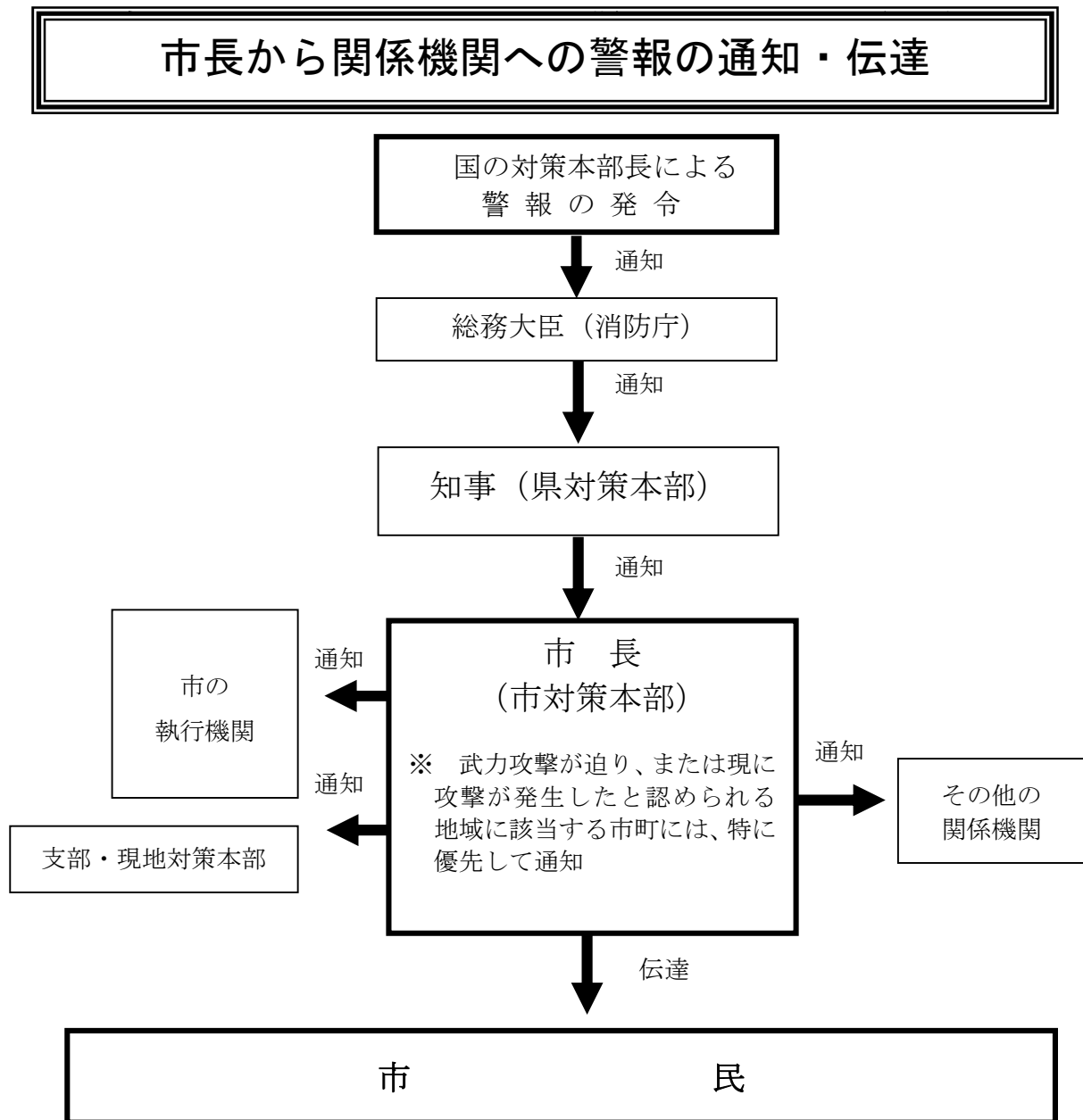
○県の役割

- ・国が発令した警報を市町、その他の執行機関、指定地方公共機関 (放送事業者含む)、その他の関係機関に通知をする。

○市の役割

- ・国が発令した警報等を防災行政無線等により住民等に伝達する。

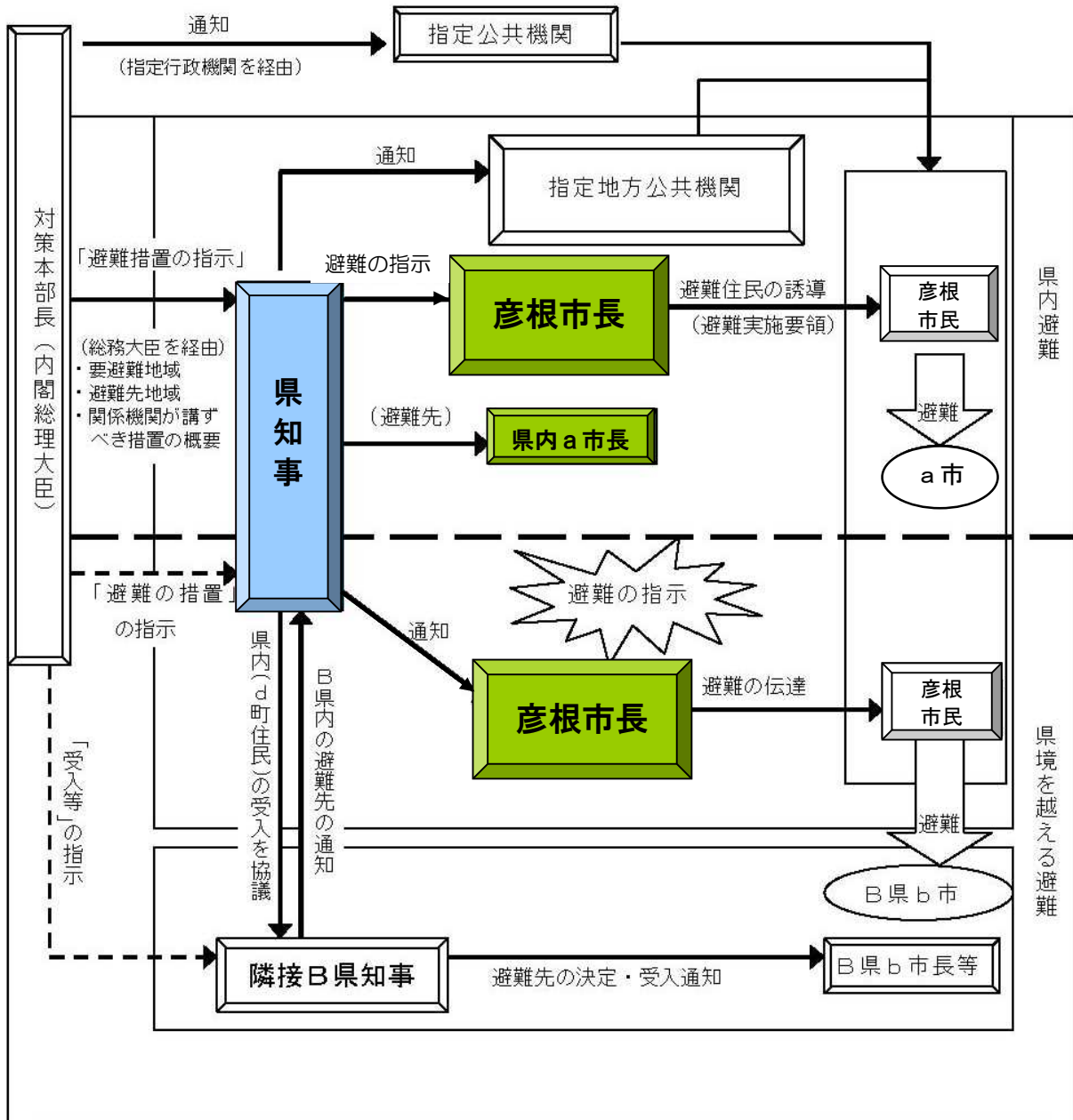
【市から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み】



※ 市長は、ホームページに警報の内容を掲載する。

※ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか、広報車等あらゆる情報伝達手段を用いて行う。

資料 11 避難の指示の流れ



○県の役割

- 知事は、国の避難指示を受けて、市民に対し避難を指示する。
- 県の区域を越えて避難を指示するときは、避難先の知事に対して、受入を協議する。
- 知事は、国の定める基準を満たす施設を、管理者の同意を得て避難地として指定する。

○市の役割

- 市長は、職員を指揮し、避難住民を誘導する。
- 消防長は、市長の命令を受け、他の機関と一体となって避難住民を誘導する。

資料 12 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合の対応について

ゲリラ・特殊部隊による攻撃において、市は、国による避難措置の指示や県による避難の指示が行われた場合には、その内容を踏まえながら、避難誘導を行うとともに、避難措置の指示がない場合にあっても事態の状況を見極めて、次のような事項に留意しつつ、退避の指示や警戒区域の設定等を迅速に行うことが必要である。

【留意事項】

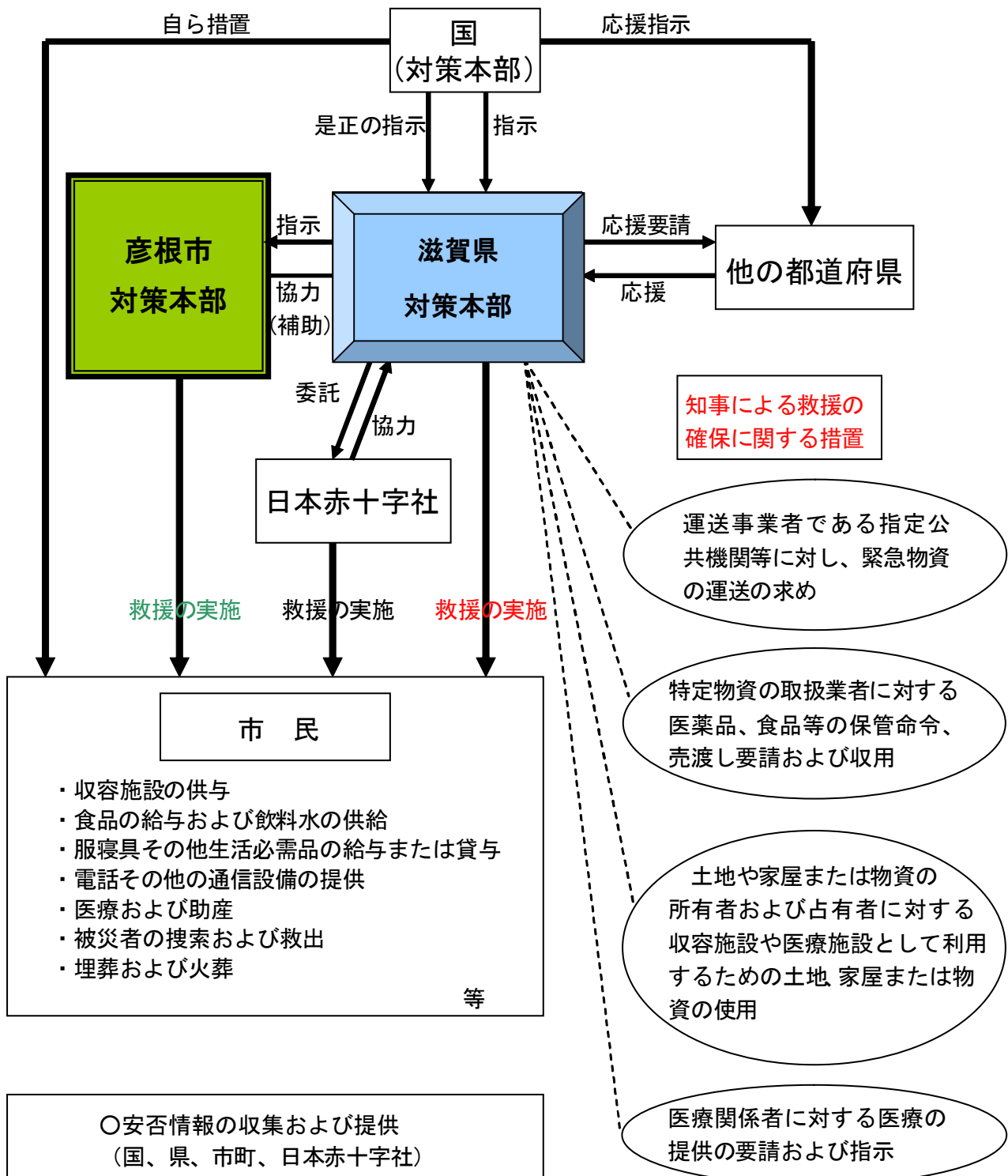
- 1 ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定を行い、危険な地域への市民の立入禁止を徹底する。
- 2 多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して避難が行われることから、市は、警報の内容とともに、現場における自衛隊、警察機関からの情報や助言により避難が行えるよう、「現地調整所」において、情報の共有や各機関の活動内容の調整を行う。

避難の具体的な方法に関しては、昼夜の別等により、異なることは当然である。昼間、突発的に事案が発生した場合の対応としては、当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、現場における警察、消防機関、自衛隊からの情報や助言に基づき、避難の方法を即座に決定することとなる。その意味では、初動時には、住民や滞在者の「自助」に頼らざるを得ないことから、平素から、「武力攻撃やテロなどから身を守るために」や救急救命の講習等を受けていただくことにより、問題意識を持っていただくことが重要となる。

なお、個別の地域において、屋内避難を行うべきか、移動して避難を行うべきかについての判断は難しい面があり、また、何らかの客観的な基準を設けることも困難ではあるが、例えば、NBCを用いた攻撃がなされる場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも屋外の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が低いと考えられる場合や、ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不慮の攻撃に巻き込まれるおそれの低いと考えられる場合には、屋内への退避や避難を指示することとなる。

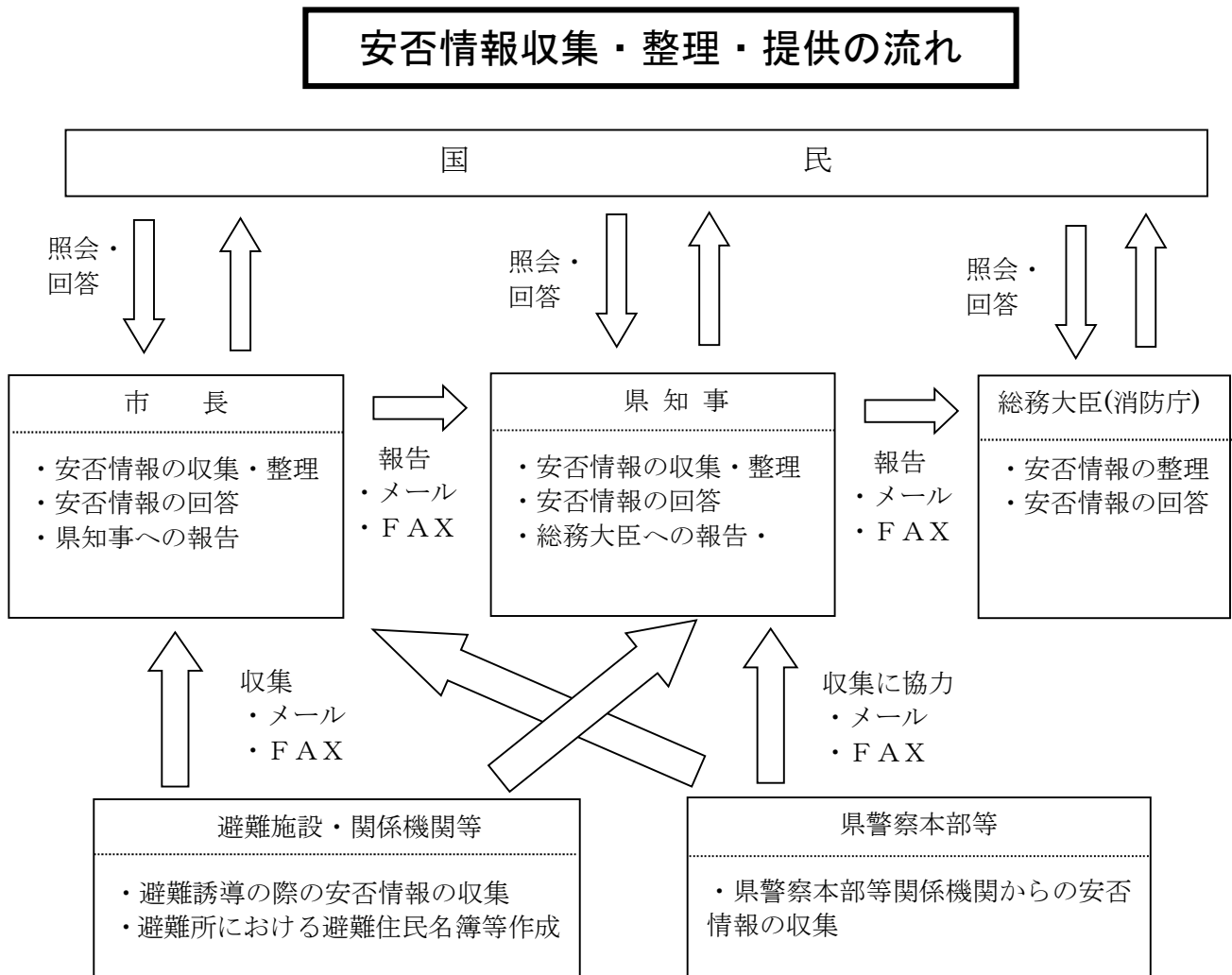


資料 13 救援の実施の流れ



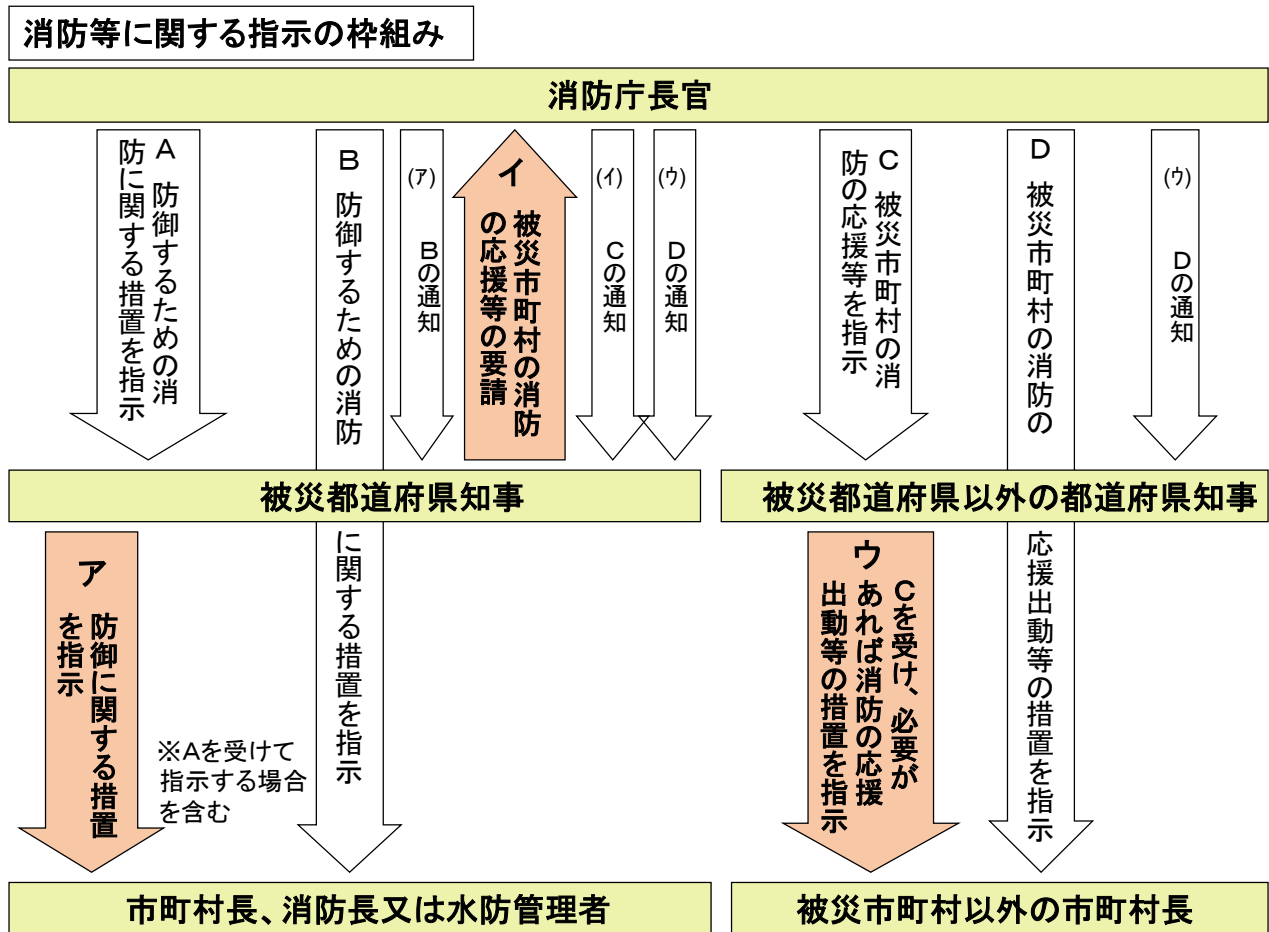
資料 14 安否情報の収集・整理・提供の流れ

【安否情報収集・整理・提供の流れ】



- | | |
|------------------|---|
| 収
集
項
目 | 1 避難住民（負傷した住民も同様） |
| | ① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 |
| | ④ 男女の別 ⑤ 住所（郵便番号を含む） ⑥ 国籍 |
| | ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。) |
| | ⑧ 負傷（疾病）の該当 ⑨ 負傷または疾病の状況 |
| | ⑩ 現在の住所 ⑪ 連絡先、その他必要情報 |
| | ⑫ 親族・同居者への回答の希望 ⑬ 知人への回答の希望 |
| | ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答または公表の同意 |
| | 2 死亡した住民(上記①～⑦に加えて) |
| | ⑧ 死亡の日時、場所および状況 ⑨ 遺体が安置されている場所 |
| | ⑩ 死亡の日時、場所および状況 ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者から照会に対する回答することへの同意 |

資料 15 消防に関する指示の枠組み



ア 知事は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町長もしくは消防長または水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。また、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町との連絡および市町相互間の連絡調整を図るほか、市町長もしくは消防長または水防管理者に対して指示を行う。

イ 知事は、区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行うことができる。

ウ 知事は、自らの県が被災していない場合において、イの要請を受けた消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら区域内の市町長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

(ア) 消防庁長官が、人命救助等のために特に緊急を要し、知事の指示を待ついとまがないと認めるときに、市町長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示した場合の知事に対する通知

(イ) 消防庁長官が、緊急を要し、被災都道府県の知事の要請を待ついとまがないと認められるときに、要請を待たないで、被災市町のために、被災都道府県以外の知事に対し、被災市町の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示した場合の被災都道府県の知事に対する通知

(ウ) 消防庁長官が、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるときに、被災市町のため、他の市町長に対し、応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示した場合の当該都道府県の知事または当該被災市町の属する都道府県の知事に対する通知

資料 16 生活関連施設の安全確保の留意点

平成27年4月 総務省

<p>1. 施設の種類 電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備(国民保護法施行令第27条第5号)</p> <p>2. 施設の特性 当該施設が被害を受けると、そのサービス提供地域に係る通信が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。当該施設が中継交換設備に係るものにあつては、その影響が広範囲に及び恐れがある。</p> <p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none">・平素から都道府県警察、総務省等関係機関との緊密な連携の下、必要に応じて施設(当該交換設備が設置される建物等を含む。以下同じ。)の巡回を実施する等、自主警戒の強化に努めること。・関係機関との連絡網の構築に努めること。・施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。・施設(特に、交換設備を設置する通信機械室)への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。・自動火災報知設備および消火設備を適切に備え付けること。・予備電源の備え付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。・予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。・機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。・その他、情報通信ネットワーク安全。信頼性基準(昭和62年郵政省告示第73号)に定める対策の実施に努めること。 <p>4. 所管省庁の連絡先 総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課安全・信頼性対策室 電話 03-5253-5862 FAX 03-5253-5863</p>
<p>1. 施設の種類 国内放送を行う放送局の無線設備(国民保護法施行令第27条第6号)</p> <p>2. 施設の特性 当該施設が被害を受けると、当該施設を利用する放送事業者のサービス提供地域全域に係る放送が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。複数の放送事業者が同一の施設を利用している場合、その影響が拡大するおそれがある。</p> <p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none">・事案発生時に施設の警備等を実施する関係機関(都道府県警察等)との緊密な連絡の下、施設の巡回その他の自主警戒の強化に努めること。・事案発生時に迅速な対応が可能となるよう、上記の関係機関(都道府県警察等)との連絡体制を確立すること。・施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。・施設への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。・自動火災報知設備および消火設備を適切に備え付けること。・予備電源の備え付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。・予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。・機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。・同一の施設を複数の放送事業者で利用している場合には、上記の各措置について、放送事業者間で緊密な連絡を取ること。 <p>4. 所管省庁の連絡先 総務省情報流通行政局地上放送課 電話 03-5253-5793 FAX 03-5253-5794</p>

1. 施設の種類

危険物の取扱所等(製造所、貯蔵所および取扱所)(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第1号)

2. 施設の特性

(1) 危険物の規制に関する政令第8条の2の3第3項の特定屋外タンク貯蔵所

- ・施設が大規模かつ屋外に設置されているため、武力攻撃等の内容によっては防御措置を講ずることが難しい場合がある。また、火災等が生じた際の影響が大きい。
- ・石油等の燃料を備蓄している例が多く、国民生活に多大な影響を与える恐れがある。

(2) 消防法第12条の7に基づき危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所の指定施設

- ・大量の危険物を取り扱う施設である。

(3) その他(1)、(2)を除く)の危険物施設

- ・火災危険性が高い物品を貯蔵し、または取り扱っている。

3. 安全確保の留意点

(1) 平素からの備え

【都道府県知事】

- ・施設への入港管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により不審者の侵入に注意するよう管理者へ要請すること。
- ・都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。
- ・避難経路の確認を行うよう管理者へ要請すること。
- ・武力攻撃事態等が生じた際に取るべき措置(施設の運転緊急停止等)が的確に講じられるよう管理者へ要請すること。
- ・市町村の担当部局との連絡体制を整備し、武力攻撃事態等に際して、県内に所在する危険物施設について円滑に把握できる体制をとること。

【事業者】

- ・施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により、不審者の侵入に注意すること。
- ・都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。
- ・避難経路の確認を行うこと。
- ・武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置(施設の運転緊急停止等)が的確に講じられるよう確認し、従業員へ周知すること。

(2) 武力攻撃事態等における留意点

【都道府県知事】

- ・特に2(1)および(2)の施設については危険性の高さに鑑み、留意点の周知の徹底を図る。
- ・都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所および事業所敷地周辺部の巡回を強化するよう、管理者へ要請すること。
- ・都道府県公安委員会または海上保安部長等に対し、速やかに立ち入り制限区域の指定を要請すること。
- ・消防法第12条の3に基づき、危険物施設の取扱所の全部または一部の使用の一時停止または制限を命ずることを検討すること。(市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う)。
- ・国民保護法第103条第3項第2号に基づき、危険物質等の製造、引き渡し、貯蔵、移動または消費の一時禁止または制限を命ずることを検討すること。(市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う)。
- ・消防法第16条の3第3項に基づき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出および拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を命ずることを検討すること(市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う)。

【事業者】

- ・都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所および事業所敷地周辺部の巡回を強化すること。

- ・消防法第16条の3第1項に基づき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出および拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講ずること。
- ・消防法第16条の3第2項に基づき、製造所等について、危険物の流出その他の事故を発見した者は、直ちにその旨を消防署、市町村長の指定した場所、警察署または海上警備救難機関に通報すること。

4. 所管省庁の連絡先

消防庁危険物保安室

電話 03-5253-7524 FAX 03-3581-7534

1. 施設の種類

細菌兵器(生物兵器)および毒素兵器の開発、生産および貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤および同条第2項に規定する毒素の取扱施設(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号)

2. 施設の特性

- (1)細菌兵器(生物兵器)および毒素兵器の開発、生産および貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤および同条第2項に規定する毒素(以下、生物剤等)を保有している施設。
- (2)対象となる生物剤等は、人または家畜に対して病原性を有しているもので文部科学省・文化庁国民保護計画別表に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1)生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類(以下、「BSL」という。)等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること(病原体等のBSLおよびBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規定に準拠すること)。
- (2)施設を有する機関の長は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、施設を有する機関の長は、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ①施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
 - ②保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑤生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - ⑥生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法(オートクレープ処理、薬剤による消毒等)により確実に不活化すること。
 - ⑦紛失、事故、災害等が起こった場合の警察、消防、海上保安部署(臨海部に限る)等への通報体制を整備すること。
 - ⑧都道府県警察、文部科学省等関係機関の求めに応じて情報提供を行うとともに、右関係機関と連携して自主警戒の強化に努めること。
 - ⑨武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

文部科学省ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室

<p>1. 施設の種類 水道事業、水道用水供給事業の用に供する取水、貯水、浄水のための施設又は配水池(国民保護法施行令第27条第3号)</p> <p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民が直接口にする飲料水を供給する。 ・水道施設は取水施設から給水末端まで広範囲にわたる。 <p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。 ・水源の監視を強化すること。 ・水道施設の防護対策を確認すること。 ・バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。 ・当該施設への来訪者、出入業者の管理を徹底すること。 ・備品、薬品等の管理を徹底すること。 ・施設関係図面等の管理を徹底すること。 ・一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努めること。 ・緊急時における関係者に対する連絡体制を確認すること。 ・給水停止措置等や緊急対応の指揮命令系統を確認すること。 ・応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確認すること。 <p>4. 所管官庁の連絡先 厚生労働省健康局水道課 電話 03-3595-2368 FAX 03-3503-7963</p>	<p>1. 施設の種類 毒物劇物取扱施設(国民保護法施行令第27条第10条、第28条第2号)</p> <p>2. 施設の特徴 毒物劇物営業者、特定毒物研究者または業務上取扱者が所持し、毒物または劇物を保有する施設。なお、毒物または劇物は、人や動物が飲んだり、触れたり、吸い込んだりした場合、生理的機能に急性的な危害を与える。</p> <p>※施設のうち、毒物においては20トン程度、劇物においては200トン程度貯蔵している施設は特に安全確保に留意すべき生活関連等施設に該当すると考える。また、住宅街の中心にある施設や特に毒性が強い毒物を取り扱う等の行為を行う施設において、当該施設が破壊され毒物劇物が漏洩したときに大多数の周辺住民等への被害が懸念される場合は、貯蔵量の多寡にかかわらず、特に安全確保に留意すべきと考える。</p> <p>3. 安全確保の留意点 武力攻撃事態等において的確かつ迅速に安全を確保するために、平素より安全確保の措置等を準備するにあたって留意すべき事項を下記に定める。なお、準備に当たっては、まず、今ある毒物劇物の保管または取り扱う設備や危害防止規定のマニュアルを見直し、施設の破壊等を目的とした人物の不法侵入を防ぐ措置や複数の設備等が同時に破損する事態などの武力攻撃事態等や武力攻撃災害を念頭に、現在の設備やマニュアルに不足がないか検討し、順次、必要な事項の追加や修正を行うことを推奨する。</p> <p>○武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭においた説部に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毒物劇物の保管または取り扱う設備を敷地境界線から離れたところに配置する。 ※漏洩時になるべく事業場外に漏れないように配慮 ※不審者に容易に見つけれ、盗取等されないよう配慮 ・毒物劇物の保管または取扱う設備には施錠および柵を設ける等を行い不審な人物が侵入できないようにする。 ・複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合に事業場外へ流出しないよう措置を講ずる。 ※漏洩した毒物劇物を收容する設備(防液堤や排液処理設備)などの設置 ・複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合、応急措置を行うために必要な
---	--

中和剤および措置を行う者のための保護具等を準備する。

※保護具は、複数の設備が破損した場合を想定し、十分な数を準備

※中和剤は、必要に応じ関係他社と協力体制を構築し、緊急時に十分な量を確保できる手段を整備

※土嚢(漏出のせき止め)、ビニールカバー(飛散を防ぐため)や空容器(漏洩した毒劇物を回収するため)等災害の拡大を防止するための部材等を準備

※反応副生成物による被害が想定される場合においては、反応副生成物に対する保護具等の準備

- ・上記の諸措置の実施計画を立て、実施する。

○武力攻撃事態における毒物劇物を取扱う設備等の管理体制に関する事項

- ・毒物劇物の保管または取扱う設備への出入りや鍵の管理体制を整備する。

- ・施設内の毒物劇物の種類と保有量について把握体制を整備する。

※管理台帳、または事業計画等での日単位の物量管理などからの把握方法や体制の整備

※夜間や休日など現場担当者がいない場合でもどの設備にどの毒劇物があるか確認できるように現場事務所以外の守衛所等にも情報提供

※毒劇物の種類と大まかな量について、消防機関、都道府県警察や自治体(県庁担当部局や保健所等)にも情報提供

- ・毒物劇物を取扱う設備の安全装置等が非常時に適切に機能するよう点検の実施体制を整備する。

- ・武力攻撃災害を回避するための毒物劇物を取扱う設備の緊急停止、毒物劇物の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。

- ・毒劇物の輸送時における武力攻撃災害を回避するため、輸送経路が武力攻撃の危機にさらされている場合に当該経路の毒劇物の輸送を最小限になるよう体制を検討する。

- ・海上輸送の場合においては、毒劇物輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。

- ・施設全体の警備体制を整備する。

※施設への出入りに身分や携帯物の確認や毒物劇物施設の重点的な巡回の実施に関するマニュアルを整備。必要に応じ、防犯カメラ等の設備について検討

※平素から自治体(県庁担当部局や保健所等)、都道府県警察等との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める

- ・上記の諸措置に関して、必要に応じ、訓練・教育計画を立て、実施する。

※訓練計画は、消防機関、都道府県警察や自治体(県庁担当部局や保健所等)と相談して作成するとともに、訓練を実施するに当たっては、消防機関、都道府県警察や自治体(県庁担当部局や保健所等)と相談しつつ、周辺住民への参加も呼びかけて実施

- ・上記の諸措置に関する整備計画を立て、実施する。なお、武力攻撃事態に限らず、平素より実施可能なものは、現行の危害防止規定に当該規定を盛り込み、平素より実施する。

○武力攻撃災害時の応急措置体制に関する事項

- ・通報体制を整備する

※消防機関、都道府県警察、海上保安部等注1(臨海部に限る。)、自治体(県庁担当部局や保健所等)、事務所内関係者や周辺住民等への通報体制および連絡先一覧の作成

注1：海上保安部等とは海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署をいう。以下同じ

※災害現場に立ち会ったものが速やかに連絡できるよう、連絡先一覧を関係者に周知するとともに、事業場の見えやすいところに掲げる、特に、拡散しやすい毒物劇物など(ガス状のものや揮発性の高いもの、あるいは水と反応し有毒ガスを発生するものなど)、災害時に処置を行う間もなく周辺住民への危害が及ぶ恐れのある毒物劇物を保有している施設については、災害と同時に消防機関、都道府県警察、海上保安部等(臨海部に限る。)、自治体(県庁担当部局や保健所等)に連絡を取る体制やマニュアル等を整備

※消防機関、都道府県警察、海上保安部等(臨海部に限る。)、自治体(県庁担当部局や保健所等)に連絡する場合に、災害を受けた施設の毒物劇物が何であるか、毒性の程度、応急措置に必要な装備や被害者の応急措置等が説明できるようMSDS等を連絡先一覧とセットで用意しておく。同時に被災者の応急措置や被災物質等に関する問い合わせに対応できる者の連

絡先を登録できるよう、関係者の連絡先一覧を準備
※災害現場が混乱して通報ができない場合も想定し、災害現場以外の、例えば守衛所等からでも通報ができるよう必要な情報を共有

- ・応急措置体制を整備する
※毒物劇物の保管または取扱う施設からの毒物劇物の流出時における応急措置体制と方法
- ・避難体制を整備する。
※関係者および関係者以外の避難体制、避難経路、避難場所の設定をマニュアルに定める
- ・被害の拡大防止体制を整備する。
※周辺住民の避難・対応方法等をマニュアルに定める。なお、当該マニュアルは消防機関や自治体(県庁担当部局や保健所等)と相談の上作成するとともに、周辺住民への周知に努める。
- ・上記の諸処置に関する整備計画および訓練・教育計画を立て、実施する。

○その他の留意事項

- ・上記の留意点は、緊急処理事態についても準用する。

4. 所管省庁の連絡先

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
電話 03-3595-2298 FAX 03-3593-8913

1. 施設の種類

薬局、医薬品の販売業の店舗、医薬品の製造所および医薬品の製造販売の事務所(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第8号)

2. 施設の特性

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第44条第1項に規定する毒薬または同条第2項に規定する劇薬を貯蔵または陳列している。なお、毒薬または劇薬は、これが摂取され、吸収され、または外用された場合に、極量が致死量に近い場合、蓄積作用が強いため、または薬理作用が激しい場合、人または動物の機能に危害を与え、または危害を与えるおそれがある医薬品である。
- ・取扱品目は多いが、取扱量は少ない。

3. 安全確保の留意点

○武力攻撃事態等の管理体制に関する事項

(法令に規定されている事項)

- ・毒薬または劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、または陳列しなければならない。(法第48条第1項)
- ・毒薬を貯蔵し、または陳列する場所には、かぎを施さなければならない。(法第48条第2項)

(その他留意すべき事項)

- ・毒薬および劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬および劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、極限等を明らかにしておくこと。(平成13年4月23日医薬局長通知 医薬発第418号)
- ・毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払い簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。(同上)
- ・劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失および不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。(同上)
- ・平素から厚生労働省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める。
- ・事案発生時の連絡通報体制を確立する。
- ・武力攻撃災害等を回避するため、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。

○武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項

- ・揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体(保健所等)、消防および警察、海保(臨海部に限る)に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。

- ・接種・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送などの対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。
- ・問うな・流出等を防ぐための措置を可能な限り講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。

○その他留意事項

- ・毒物または劇物を取扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にする。また、毒素または生物剤を取扱う製造所等においては、毒素または生物剤の安全確保の留意点を参考にする。
- ・毒劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。

4. 所管省庁の連絡先

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
 電話 03-5253-1111(2712) FAX 03-3591-9044
 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
 電話 03-5253-1111(2739) FAX 03-3597-9535
 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課
 電話 03-5253-1111(2756) FAX 03-3508-4364

1. 施設の種類の

細菌兵器(生物兵器)および毒素兵器の開発、生産および貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤および同条第2項に規定する毒素を取扱う施設(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号)。

2. 施設の特性

- (1)細菌兵器(生物兵器)および毒素兵器の開発、生産および貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤および同条第2項に規定する毒素(以下「生物剤等」という。)を保有している施設。
- (2)対象となる生物剤は、人または家畜に対して病原性を有しているもので厚生労働省国民保護計画別添に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1)生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類(以下「BSL」という。)等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること。(厚生労働省国民保護計画別添に掲げる病原体等のBSLおよびBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規定に準拠すること)。
- (2)生物剤等を保有している施設の管理者は、平素から巡回等により施設の自主的な警備に努めるとともに、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ①施設錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
 - ②保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑤生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - ⑥生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法(オートクレーブ処理、薬剤による消毒等)により確実に不活化すること。
 - ⑦紛失、事故、災害等が起こった場合の警察、消防、海上保安部署(臨海部に限る)等への通報体制を整備すること。
 - ⑧武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこ

と。

4. 所管省庁の連絡先

【国立感染症研究所についての連絡先】

厚生労働省大臣官房厚生科学課

電話 03-3595-2171 FAX 03-3503-0183

【診療所についての連絡先】

厚生労働省医政局総務課

電話 03-3595-2189 FAX 03-3501-2048

【病院についての連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課

電話 03-3595-2194 FAX 03-3503-8562

【医薬品産業についての連絡先】

厚生労働省医政局医薬産業振興・医薬情報企画課

電話 03-3595-2421 FAX 03-3507-9041

【衛生検査所についての連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課医療関係サービス室

電話 03-3595-2194 FAX 03-3507-9041

【保健所・地方衛生研究所についての連絡先】

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課地域保健室

電話 03-3595-2190 FAX 03-3502-3099

【ワクチン・抗毒素についての連絡先】

厚生労働省健康局結核感染症課

電話 03-3595-2257 FAX 03-3581-6251

【医薬品製造所についての連絡先】

厚生労働省医薬食品局審査管理課

電話 03-3595-2431 FAX 03-3507-9535

1. 施設の種類の種類

医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第1項に規定する毒薬または同条第2項に規定する劇薬の取扱施設(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第8号)

2. 施設の特性

医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第1項に規定する毒薬または同条第2項に規定する劇薬を貯蔵または陳列している。

3. 安全確保の留意点

○武力攻撃事態等の管理体制に関する事項

(法令に規定されている事項)

- ・ 毒薬または劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、または陳列しなければならない。(医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律第48条第1項)
- ・ 毒薬を貯蔵し、または陳列する場所には、かぎを施さなければならない。(医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律第48条第2項)

(その他留意すべき事項)

- ・ 毒薬および劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬および劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。
- ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。
- ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失および不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。
- ・ 平素から農林水産省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒態勢の強化に努めること。
- ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立すること。
- ・ 武力攻撃災害等を回避するための、毒薬および劇薬を取り扱う施設の停止、毒薬および劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備すること。

○武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項

- ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体(保健所等)、消防、警察および海上保安部署(臨海部に限る)に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知すること。
- ・ 摂取・吸引等による中毒症状については、応急措置・病院搬送など対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講ずること。
- ・ 可能な限り、盗難・流出等を防ぐための措置を講ずるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。

○その他留意点

- ・ 毒物または劇物を取り扱う製造所等においては、毒物劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、生物剤または毒素を取り扱う製造所等においては、生物剤または毒素の安全確保の留意点を参考にすること。
- ・ 毒薬および劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。

4. 所管省庁の連絡先

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
電話 03-3502-8701 FAX 03-3502-8275

1. 施設の種類の種類

細菌兵器(生物兵器)および毒素兵器の開発、生産および貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条約

等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤および同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）

2. 施設の特性

- (1) 細菌兵器(生物兵器)および毒素兵器の開発、生産および貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤および同条第2項に規定する毒素(以下、「生物剤等」という。)を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人または家畜に対して病原性を有しているもので農林水産省・林野庁・水産省国民保護計画別紙1に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱に当たっては、そのレベル分類(以下「BSL」という。)等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること(農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画別紙1に掲げる病原体等のBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規定に準拠すること。)
- (2) 生物剤等を保有している施設の管理者は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ① 施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適正に生物剤等を保管すること。
 - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④ 平素から自主的な巡回の実施等、施設の警備に努めること。
 - ⑤ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑥ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - ⑦ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法(オートクレープ処理による滅菌、薬剤処理等により確実に不活化すること。
 - ⑧ 紛失、事故、災害等が起こった場合の警察、消防、海上保安部署(臨海部に限る)等への通報体制を整備すること。
 - ⑨ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課
電話 03-3502-2319 FAX 03-3597-0329

<p>1. 施設の種類の <ul style="list-style-type: none"> ・発電所(最大出力5万キロワット以上) ・変電所(使用電圧10万ボルト以上) (国民保護法施行令第27条第1号) </p> <p>2. 施設の特性 <ul style="list-style-type: none"> ・発電所：電気を発生している電力供給の根幹施設。一般に、火力発電所は海岸に立地していることが多く、水力発電所は山中に立地していることが多い。 ・変電所：発電所と消費者間の中継点であり、電圧を調整している電力供給ネットワークの要の施設。 </p> <p>3. 安全確保の留意点 <ul style="list-style-type: none"> ・施設および設備の監視を徹底すること。 ・施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。 ・施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。 ・施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合は、速やかに警察等へ通報すること。 ・非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。 ・業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。 ・施設および設備に関する不法行為ならびにその関連情報および不審情報に関する社内連絡および警察への通報を徹底すること。 ・平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。 </p> <p>4. 所管省庁の連絡先 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課 電話 03-3501-1746 FAX 03-3501-3675 経済産業省商務流通保安グループ電力安全課 電話 03-3501-1742 FAX 03-3580-8486</p>	<p>1. 施設の種類の ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー(国民保護法施行令第27条第2号)</p> <p>2. 施設の特性 <ul style="list-style-type: none"> ・可燃性である都市ガスまたは都市ガスの原料を取り扱っている。 ・ガスホルダーは市街地に設置されていることが多い。 </p> <p>3. 安全確保の留意点 <ul style="list-style-type: none"> ・施設がある事業所には、構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、柵、塀、有刺鉄線または生け垣等を設け、かつ、構内のガス工作物に近づくことを禁止する旨の表示をする等、施設の管理を徹底すること。 ・ガス工作物の技術上の基準を定める省令(平成12年通商産業省令第111号)第6条に定める離隔距離を有すること。 ・施設の規模に応じて、適切な防消火設備を適切な箇所に設けること。 ・施設の付近に設置する電気設備は、その設置場所の状況および当該施設の扱うガスの種類に応じた防爆性能を有すること。 ・施設の外面から火気を取り扱う設備に対して適切な距離を有すること。 ・施設の管理者は、施設の維持・運用のために、定期的に巡視、点検を行うこと。 ・遠隔操作弁を設ける等、必要に応じてガスを安全に遮断および放出ができるよう措置を講ずること。 ・施設に対する不法行為ならびにその関連情報および不審情報に関する社内連絡および警察への通報手順・体制を整備しておくこと。 ・平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。 </p> <p>4. 所管省庁の連絡先 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課 電話 03-3501-1746 FAX 03-3501-3675</p>
--	---

経済産業省商務流通保安グループガス安全室
電話 03-3501-4032 FAX 03-3501-1856

1. 施設の種類
高圧ガスの製造所(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号)
2. 施設の特徴
・爆発性または毒性を有する高圧ガスを製造している。
3. 安全確保の留意点
・高圧ガスの製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
・施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。
・施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、管理を徹底すること。
・不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
・可燃性ガスおよび毒性ガスの製造を行う大規模施設の設備には、保安上重要な箇所に、適正な手順以外の手順による操作が行われることを防止するための設備を設ける等の措置を講じること。
・非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
・平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。
4. 所管省庁の連絡先
経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室
電話 03-3501-1706 FAX 03-3501-2357

1. 施設の種類
高圧ガス貯蔵所(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号)
2. 施設の特徴
・爆発性または毒性を有する高圧ガスを貯蔵している。
3. 安全確保の留意点
・高圧ガスの貯蔵を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
・施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。
・施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
・不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
・非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
・平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。
4. 所管省庁の連絡先
経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室
電話 03-3501-1706 FAX 03-3501-2357

1. 施設の種類
火薬庫(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号)
2. 施設の特徴
・爆発性を有する火薬類を貯蔵している。
3. 安全確保の留意点
・火薬庫は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
・火薬庫の周囲は土堤等で囲むこと。
・貯蔵施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
・不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
・火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。

- ・非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。
- ・平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付
電話 03-3501-1870 FAX 03-3501-6565

1. 施設の種類

火薬類の製造所(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号)

2. 施設の特徴

- ・爆発性を有する火薬類を製造している。

3. 安全確保の留意点

- ・火薬類の製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・施設および設備の監視を徹底すること。
- ・火薬類の製造を行う区域の周囲には、関係者以外が立ち入ることができないよう、境界柵を設置すること。
- ・施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・外部から施設内への侵入に対する監視装置、施錠等の管理を強化、徹底すること。
- ・不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・製造作業終了後、火薬類の製造作業を行う建築物内に、火薬類をやむを得ず存置する場合には、見張りを置く等の措置を講ずること。
- ・火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。
- ・非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。
- ・平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付
電話 03-3501-1870 FAX 03-3501-6565

1. 施設の種類

高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第9号)

2. 施設の特徴

- ・LNGタンク、発電機の水素冷却用のタンクには可燃性ガスが、脱硝用のアンモニアタンクには刺激性ガスが高圧ガスの状態で貯蔵されており、設備の損壊等において周囲に多大な損害を与える可能性がある。

3. 安全確保の留意点

- ・施設および設備の監視を徹底すること。
- ・施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・外部から施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。
- ・業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・施設および設備に関する不法行為ならびにその関連情報および不審情報に関する社内連絡および警察への通報を徹底すること。
- ・平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課
電話 03-3501-1746 FAX 03-3501-3675
経済産業省商務流通保安グループ電力安全課

電話 03-3501-1742 FAX 03-3580-8486

1. 施設の種類

生物剤および毒素取扱施設(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第10号)

2. 施設の特徴

- ・危険度の高い生物剤および毒素(経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁国民保護計画別表参照)を保有している。
- ・公的研究機関や企業の研究所等、生物剤および毒素を用いた研究を実施する機関である。

3. 安全確保の留意点

- ・国立感染症研究所病原体等安全管理規定における病原体等のレベル分類に準じた安全設備を整備するとともに、同規定に基づいた運営の実施を図ること。
- ・安全管理委員会の設置および生物剤等の管理責任者等の選任等により、責任の所在を明確化すること。
- ・保有する生物剤等については、施錠された冷蔵庫、冷凍庫において適切に管理すること。あわせて、台帳等により適切に記録を管理し、保有状況を日常的に把握しておくこと。
- ・生物剤等の譲渡・譲受の際の台帳管理、所内における所定の承認手続の実施、身元確認の徹底等を図ること。
- ・生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法(オートクレーブ処理、薬剤による消毒等)により確実に不活性化すること。
- ・紛失、事故、災害等が発生した場合の警察、消防等への通報体制を整備すること。
- ・防犯設備の設置や構内・施設内パトロールの実施等により、防犯対策を徹底すること。
- ・平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省製造産業局生物化学産業課
電話 03-3501-8625 FAX 03-3501-0197

1. 施設の種類

毒性物質取扱所(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第11号)

2. 施設の特徴

- ・化学兵器の禁止および特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)に定める毒性物質(特定物質、第一種指定物質、第二種指定物質の3種に分類される)を取り扱っている。
- ・このうち、第二種指定物質の取扱施設は、主に、化学工場であって臨海部に立地している。

3. 安全確保の留意点

- ・化学兵器禁止法で規定されている措置を徹底すること。
- ・施設内に除害のための中和剤等を備え付けること。
- ・緊急時にプラント停止が直ちにできるよう、手順・体制を整備しておくこと。
- ・緊急時の連絡体制を確保すること。
- ・施設および設備の監視を徹底すること。
- ・平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の整備に努めること。
- ・国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室
電話 03-3580-0937 FAX 03-3580-7319

<p>1. 施設の種類 鉄道施設、軌道施設(国民保護法施行令第27条第4号)</p> <p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになる恐れがある。 ・人流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼす恐れがある。 <p>3. 安全確保の留意点 (共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。 ・平素から都道府県警察、消防機関、県警地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒態勢の強化に努めること。 <p>(平素からの備え)</p> <p>①事案発生時の連絡通報体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との緊急連絡体制の確認、各事業所内での連絡・指示体制の確認を行うこと。また、適宜、連絡訓練を行うこと。 <p>②避難経路の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等の避難経路の確認を行うこと。また、適宜、避難訓練を行うこと。 <p>(武力攻撃事態等における留意点)</p> <p>①自主警戒の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県警察等との緊密な連絡の下、駅係員・ガードマン等による巡回警備や防犯カメラによる監視体制の強化を行うこと。特に新幹線の駅については、重点的に巡回警備等の実施を行うこと。 ・ごみ箱の集約・撤去を行うこと。 <p>②利用者等への協力要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に対し、電子掲示板・放送等により、不審物・不審者発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。 <p>③施設の適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の利用停止などの措置を講ずること。 <p>※なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。</p> <p>4. 連絡先 国土交通省鉄道局総務課危機管理室 電話(代表) 03-5253-8111(内線40182、40183) FAX 03-5253-1634 (直通) 03-4416-5119</p>	<p>1. 施設の種類 水域施設、係留施設(国民保護法施行令第27条第7号)</p> <p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものとなる恐れがある。 ・人流、物流の重要な拠点であり、使用ができなくなると国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。 <p>3. 安全確保の留意点 (共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・係留施設および係留施設と一体的に利用される荷さばきの用に供する施設、旅客の乗下船の用に供する施設を含めて安全確保に留意すること。 ・関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。 ・平素からの都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。
---	--

(平素からの備え)

①事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと。

②自主警備の強化に関する備え

- ・定期点検等により、埠頭施設内の通信設備、照明設備等の機能が武力攻撃事態等において適正に使用できることを確認しておくこと。

③施設の管理に関する備え

- ・蔵置された貨物等のうち、危険物については管理責任者および内容と蔵置場所を把握しておくこと。
- ・水域施設については、船舶の利用に支障ができないよう必要な水深および幅員を確保しておくこと。
- ・利用者等の避難経路の確認を行うこと。
- ・常時防災備蓄倉庫等に救命胴衣、拡声器等武力攻撃事態等において必要な資機材を利用可能な状態にしておくこと。

(武力攻撃事態等における留意点)

①自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・避難住民や緊急物資の運搬拠点として適正に機能することを確保するため、不審な船舶、不審な貨物、不審者および不審車両が水域施設および係留施設に紛れ込まないように巡視・監視または出入り管理をするとともに貨物の適正な管理をするなど必要な措置を講ずること。

②利用者への協力要請

- ・不要不急の船舶の航行の自粛要請を行うこと。

③その他

- ・船舶や港湾施設利用者との間の連絡手段を確保すること。
※なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省港湾局海岸・防災課危機管理室

電話(代表) 03-5253-8111(内線46283) FAX 03-5253-1654

(直通) 03-5253-8070

1. 施設の種類

滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設(国民保護法施行令第27条第8号)

2. 施設の特性

- ・多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになる恐れがある。
- ・人流、物流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼす恐れがある。

3. 安全確保の留意点

(共通事項)

- ・安全確保にあたっては、各管理者および関係機関と密接な連携のもと、生活関連等施設を含めた空港の一体的な安全確保に留意すること。
- ・関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

(平素からの備え)

①事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと(海域に面している空港については、管区海上保安本部との連絡体制の確認も行うこと。)

②施設の管理に関する備え

- ・利用者等の避難経路の確認を行うこと。

- ・常時、当該空港に乗り入れる航空機材に対応した消火・救難体制を整備すること。
(武力攻撃事態等における留意点)

①自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・空港の敷地内においては、職員等による巡回警備を徹底し、センター等による監視体制を強化すること(必要に応じて、敷地周辺を含めた監視体制の強化を行うこと。)
- ・航空保安対策基準等に従い、保安検査など航空保安対策を適切に講じること。
- ・制限区域への出入口については可能な限り限定し、職員等による監視を行うとともに不審な者については、身分確認、携行品の確認を行うこと。また、ゲート付近では夜間の照明を行うこと。
- ・ごみ箱の集約・撤去を行うこと。

②住民等への協力要請

- ・旅客や空港周辺の住民等に対する不審者・不審物発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。

③施設の適切な管理

- ・武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の供用停止などの措置を講ずること。
※なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省航空局

(滑走路等、旅客ターミナル施設)

安全部安全企画課

電話(代表) 03-5253-8111(内線48179) FAX 03-3580-5233

(直通) 03-5253-8696

(航空保安施設)

交通管制部交通管制企画課

電話(代表) 03-5253-8111(内線51123) FAX 03-5253-1663

(直通) 03-5253-8739

1. 施設の種類

ダム(国民保護法施行令第27条第9号)

2. 施設の特性

- ・大量の水を蓄えており、破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多くなる恐れがある。
- ・生活用水等を貯えているダムが破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼす恐れがある。

3. 安全確保の留意点

(共通事項)

- ・関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

(平素からの備え)

- ・市町村等の協力による幅広い情報収集体制の確保
- ・警察署および消防署と連携した不審物の早期発見・処理、挙動不審者の発見
- ・点検・巡視時における不審物等への特段の注意
- ・ダム管理庁舎および堤体監査廊等の出入口における施錠および入退室のチェック体制の強化
- ・危機管理上重要となるダム放流設備等の入念な点検および監視カメラによる監視の強化
- ・関係機関と連携した水質事故対策実施体制の強化
- ・その他各施設等の特性に応じた対策の実施

(武力攻撃事態等における留意点)

- ・関係機関への緊急情報の連絡
- ・関係機関と連携した不審物の処理
- ・関係機関への挙動不審者の迅速な通報
- ・関係機関への協力要請

- ・ダム下流への警報および緊急的な貯水位の低下の実施(時間的な余裕がある場合に限る)
- ※なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室ダム管理係
電話(代表) 03-5253-8111(内線35494) FAX 03-5253-1603
(直通) 03-5253-8449

1. 施設の種類

放射性同位元素の許可届出使用事業者等(国民保護法施行令第28条第7項)

2. 施設の特徴

- ・放射性同位元素または放射性同位元素に汚染されたものを取り扱っている。放射性同位元素等は、ダーティボムの材料として悪用されたり、遮へいを破壊することにより放射性障害を引き起こすなどの危険性が想定される。
- ・事業所毎に取り扱う放射性同位元素等の種類、量、使用目的、使用方法等が多様である。
- ・医療機関等、不特定多数の者が利用する施設が存在する。
(※ダーティボム(汚い爆弾)：通常の爆弾に放射性物質を合体させて爆発させ、放射性物質を飛散させる爆弾)

3. 安全確保の留意点

(1) 放射線障害防止法に定める許可使用者(特定許可使用者を除く)

- ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
 - ①施設の出入口、放射性同位元素等の保管室および保管容器等の施錠管理の徹底
 - ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
 - ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底
 - ④管理区域に出入りする場合の物品の持ち込みおよび持ち出しの管理の徹底
 - ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れおよび払出しに関する管理の徹底
 - ⑥事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁および治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラまたは防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛または職員等による施設の巡回および監視等による人的な防護を組み合わせるなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- ・放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開とするなど、情報管理に留意すること。
- ・平素から原子力規制庁および治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(2) 放射線障害防止法に定める特定許可使用者および許可廃棄業者

- ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
 - ①施設の出入口、放射性同位元素等の保管室および保管容器等の施錠管理の徹底
 - ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
 - ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底
 - ④管理区域に出入りする場合の物品の持ち込みおよび持ち出しの管理の徹底
 - ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れおよび払出しに関する管理の徹底
 - ⑥事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁および治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラまたは防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛または職員等による施設の巡回および監視等による人的な防護を組み合わせるなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- ・放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開としたり、機微情報の漏洩を防止するために情報の取扱ルールを定めるなど、情報管理に留意すること。
- ・関係者に対する放射性同位元素等の防護に係る教育・訓練の実施に留意すること。
- ・平素から原子力規制庁および治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(3) 放射線障害防止法に定める届出使用者

- ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を射防止する観点から以下の点について特に留意すること。

- ①施設の出入口、放射性同位元素等の保管室および保管容器等の施錠管理の徹底
 - ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
 - ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底
 - ④管理区域に出入りする場合の物品の持込みおよび持出しの管理の徹底
 - ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れおよび払出しに関する管理の徹底
 - ⑥事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁および治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・平素から原子力規制庁および治安当局等の関係機関との緊密な連絡の下、自主警戒の強化に努めること。

(4)放射線障害防止法に定める表示付認証機器使用者ならびに許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者および許可廃棄業者から運搬を委託された者

- ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。

- ①事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁および治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

4. 所管省庁の連絡先

原子力規制庁放射線対策・保障措置課

電話 03-5114-2155 FAX 03-5114-2128

1. 施設の種類

製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料物質および核原料物質の使用施設等、事業者等から運搬を委託された者および受託貯蔵者(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第5号および第6号)

2. 施設の特性

- ・核原料物質、核燃料物質、使用済燃料、使用済燃料から分離された者またはこれらによって汚染された物を取り扱っている。
- ・原子力施設で防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合には、原子炉等規制法(注)において、施設内の核物質の盗取等の不法移転や施設内の重要機器等の妨害破壊行為による放射性物質の外部放出に対する防護のために核物質防護規定を定めることとされ、必要な防護措置(防護区域等の設定、出入管理、監視装置の設置、見張り人の巡視等)等を講ずべきことが義務付けられている。

(注)核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)

3. 安全確保の留意点

(1)事業者等および受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく危険時の措置等を遵守するとともに、武力攻撃事態等および緊急対処事態における事業所、原子力規制庁および治安当局等の関係機関への通報連絡体制を整備・確認すること。

(2)原子炉等規制法に基づく防護対象特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、(1)に加え、核物質防護規定に基づく買入物質防護を確実にを行うとともに、特に以下の点について徹底すること。

- ①原子力規制庁および治安当局等の関係機関との平素からの緊密な情報交換
- ②武力攻撃事態等および緊急対処事態における事業所内、原子力規制庁および治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認
- ③防護区域等の巡視および監視の実施
- ④防護区域等への人の出入管理
- ⑤核物質防護設備の点検および整備
- ⑥特定核燃料物資の管理
- ⑦その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検および整備

(3)訓練等を通じ、平時から有事へスムーズに対応が移行できることを確認すること。

(4)施設および設備の監視を徹底すること。

(5)平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

(6)国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応

について、あらかじめ備えておくこと。

(7)事業者等から運搬を委託された者は、危険時の措置、原子炉等規制法に基づく技術上の基準を順守すること。特に、核燃料物質等の盗取や妨害破壊行為を防止する観点から、特に以下の点に留意すること。

①武力攻撃事態等および緊急対処事態における事業所内、原子力規制庁および治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認

4. 所管省庁の連絡先

原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課

電話 03-5114-2121 FAX 03-5114-2183

原子力規制庁原子力規制企画課

電話 03-5114-2109 FAX 03-5114-2177

資料 17 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成二十九年四月一日から適用する。

（救援の程度及び方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百四十円（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（1）一戸当たりの規模は、救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百七十七万五千元以内とすること。

（2）長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百四十円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容す

ることができること。

チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法（平成十六年法律第十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第三百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条、第八条及び第九条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百七十七万五千元以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千二百三十円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下

同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万九千二百円	二万四千六百円	三万六千五百円	四万三千六百円	五万五千二百円	八千円
冬季	三万八千八百円	四万四千円	五万七千二百円	六万六千九百円	八万四千三百円	一万六千六百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃

災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万九千円以内、小人十七万五千二百円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ ロに掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円

(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 四千八百円

(2) 中学校生徒 一人当たり 五千百円

(3) 高等学校等生徒 一人当たり 五千六百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千四百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千五百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万八千七百円以内とする

こと。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び救出

ニ 死体の捜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

前 文〔抄〕 (平成二十六年三月三十一日内閣府告示第二〇号)

平成二十六年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕 (平成二十七年三月三十一日内閣府告示第四十五号)

平成二十七年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕 (平成二十八年三月三十一日内閣府告示第百十三号)

平成二十八年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕 (平成二十九年三月三十一日内閣府告示第五百三十四号)

平成二十九年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕 (平成三十年三月三十日内閣府告示第五十二号)

平成三十年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕 (令和元年九月三十日内閣府告示第九十号)

令和元年十月一日から適用する。

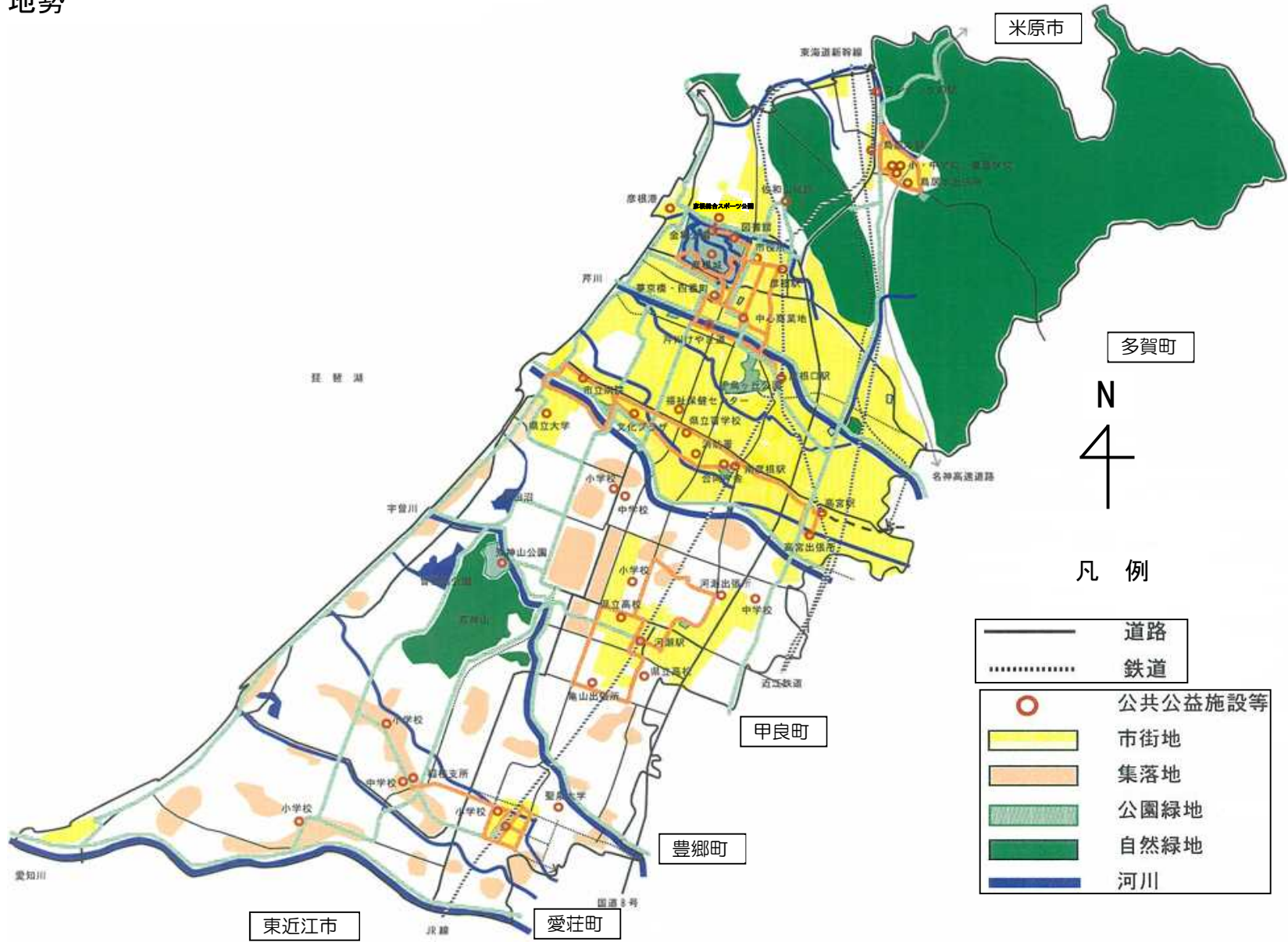
前 文〔抄〕 (令和四年三月三十一日内閣府告示第三十八号)

令和四年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕 (令和五年三月三十一日内閣府告示第三十七号)

令和五年四月一日から適用する。

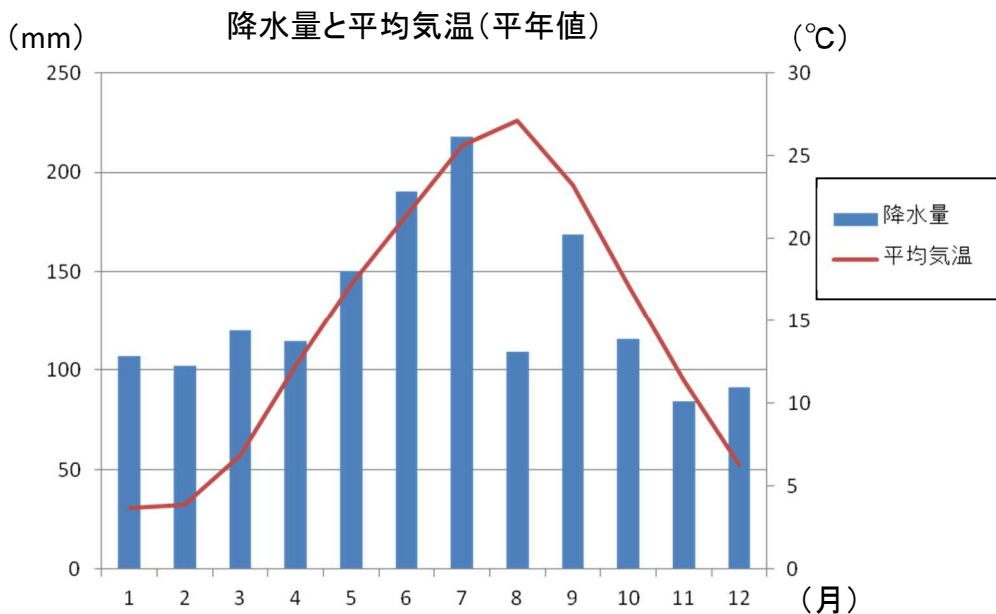
資料 18 地勢



資料 19 平年値および平成 15 年(2003 年)から令和 4 年(2022 年)までの各年の観測値

区分	気温(°C)			相対湿度(%)		風速(m/s)		降水量(mm)		降水日数	降雪量(cm)	
	平均	最高	最低	平均	最小	平均	最大風速	合計	日最大降水量	0.5mm以上	合計(※)	
平年値	15.0			74		3.0		1610.0		151	81	
平成15年(2003年)	14.7	34.8	-4.2	77	15	2.9	14.5	1926.0	92.0	166	38	
平成16年(2004年)	15.7	35.2	-3.5	74	15	2.8	16.2	1664.0	75.5	135	65	
平成17年(2005年)	14.8	34.8	-4.0	74	11	2.9	13.7	1423.5	126.0	148	92	
平成18年(2006年)	14.7	35.0	-4.3	76	14	2.8	12.8	1661.5	76.5	147	140	
平成19年(2007年)	15.2	35.7	-2.7	73	12	2.7	14.4	1473.5	82.0	153	17	
平成20年(2008年)	15.0	36.7	-2.8	75	9	2.7	14.5	1474.0	78.5	158	84	
平成21年(2009年)	15.0	35.4	-1.8	73	20	2.8	15.5	1402.0	58.5	140	38	
平成22年(2010年)	15.3	35.9	-2.0	74	17	2.7	13.4	1858.0	101.0	153	40	
平成23年(2011年)	15.0	35.9	-3.9	74	14	2.6	15.9	1800.5	117.5	147	105	
平成24年(2012年)	14.8	35.8	-3.8	74	11	3.0	16.6	1737.5	65.5	155	127	
平成25年(2013年)	15.1	36.2	-3.7	72	12	3.0	16.6	1492.0	102.5	140	102	
平成26年(2014年)	14.9	37.7	-2.5	72	13	3.1	14.9	1449.5	79.5	151	63	
平成27年(2015年)	15.5	35.9	-2.7	73	17	3.0	14.8	1784.0	100.5	154	101	
平成28年(2016年)	15.8	35.3	-5.4	73	20	2.9	16.8	1628.5	65.0	143	52	
平成29年(2017年)	14.8	35.6	-2.4	73	18	3.0	19.6	1895.0	200.0	161	156	
平成30年(2018年)	15.7	36.8	-4.2	75	22	2.9	24.9	1863.0	177.5	146	83	
平成31年(2019年)	15.8	36.9	-1.9	75	19	2.9	19.4	1398.5	100.0	153	15	
令和2年(2020年)	15.8	36.3	-1.4	76	22	2.9	14.7	1862.5	81.5	153	9	
令和3年(2021年)	15.7	36.7	-4.3	76	9	2.9	14.2	1803.5	118.5	141	66	
令和4年(2022年)	15.7	36.8	-2.2	76	19	2.9	14.9	1426.0	111.0	135	209	
令和4年 (2022年)	1月	3.4	11.7	-2.1	78	38	3.7	13.0	86.0	15.0	17	28
	2月	3.3	12.1	-2.2	79	41	3.7	13.6	86.5	18.0	15	82
	3月	8.6	20.2	-0.7	75	24	2.9	13.6	78.5	33.0	11	—
	4月	14.5	25.6	1.4	73	24	2.8	13.5	91.5	34.0	10	—
	5月	17.9	32.2	6.7	70	19	2.3	8.9	96.5	20.5	9	—
	6月	23.4	36.5	13.6	74	26	2.5	11.8	56.0	28.5	7	—
	7月	27.0	36.8	20.8	79	42	2.2	8.3	345.0	111.0	13	—
	8月	28.3	36.3	19.1	76	44	2.4	13.3	137.5	47.0	10	—
	9月	25.0	33.8	16.5	78	45	2.9	14.9	167.0	43.5	13	—
	10月	17.4	29.5	7.3	75	36	2.8	11.0	119.5	44.5	6	—
	11月	13.3	21.7	6.1	79	40	2.5	11.6	88.0	22.0	10	—
	12月	6.2	14.6	-1.2	74	31	3.8	14.4	74.0	17.5	14	1

資料:彦根地方気象台提供 ・観測値・平年値:彦根地方気象台の値 ・平年値:統計期間1991年~2020年
 ※ 降雪量の合計は寒候年です。寒候年とは、前年8月1日から当年7月31日までの期間のことです。
 例えば、2022年寒候年は2021年8月1日から2022年7月31日までの期間を示します。



平年値:連続する30年間について算出した累年平均値(現在は1991年~2020年の観測資料から算出)

資料 20 人口分布、世帯数、昼夜間の人口データ

【学区別男女別人口】

区分	彦根市			城東			城西			城南		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
総数	111,493	55,692	55,801	6,759	3,292	3,467	5,780	2,794	2,986	12,027	6,184	5,843
0～14歳	14,144	7,315	6,829	597	296	301	704	350	354	1,646	870	776
15～64歳	68,511	35,546	32,965	3,898	2,057	1,841	3,354	1,711	1,643	8,109	4,320	3,789
65歳以上	28,838	12,831	16,007	2,264	939	1,325	1,722	733	989	2,272	994	1,278
世帯数	50,383	—	—	3,490	—	—	2,659	—	—	5,536	—	—
区分	平田			城北			佐和山			旭森		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
総数	5,965	2,970	2,995	5,008	2,513	2,495	9,935	4,972	4,963	11,814	5,925	5,889
0～14歳	626	314	312	686	342	344	1,404	738	666	1,755	922	833
15～64歳	3,595	1,905	1,690	2,993	1,568	1,425	6,322	3,242	3,080	7,733	3,946	3,787
65歳以上	1,744	751	993	1,329	603	726	2,209	992	1,217	2,326	1,057	1,269
世帯数	3,050	—	—	2,296	—	—	4,553	—	—	5,109	—	—
区分	城陽			若葉			金城			鳥居本		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
総数	4,958	2,416	2,542	4,129	1,978	2,151	11,450	5,590	5,860	2,385	1,251	1,134
0～14歳	569	285	284	395	197	198	1,365	679	686	184	111	73
15～64歳	2,699	1,369	1,330	2,568	1,216	1,352	6,973	3,523	3,450	1,308	727	581
65歳以上	1,690	762	928	1,166	565	601	3,112	1,388	1,724	893	413	480
世帯数	2,058	—	—	1,705	—	—	5,222	—	—	1,137	—	—
区分	河瀬			龜山			高宮			稲枝東		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
総数	8,725	4,396	4,329	2,465	1,212	1,253	8,235	4,452	3,783	6,812	3,352	3,460
0～14歳	1,381	725	656	243	134	109	1,316	698	618	766	408	358
15～64歳	5,484	2,849	2,635	1,347	666	681	5,547	3,139	2,408	4,036	2,041	1,995
65歳以上	1,860	822	1,038	875	412	463	1,372	615	757	2,010	903	1,107
世帯数	3,875	—	—	1,007	—	—	3,829	—	—	2,891	—	—
区分	稲枝西			稲枝北								
	計	男	女	計	男	女						
総数	2,813	1,338	1,475	2,233	1,057	1,176						
0～14歳	296	139	157	211	107	104						
15～64歳	1,459	728	731	1,086	539	547						
65歳以上	1,058	471	587	936	411	525						
世帯数	1,096	—	—	870	—	—						

資料：住民基本台帳（令和5年4月1日現在）

【昼夜間人口の推移】

単位：人、人、%

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
夜間人口 (a)	107,771	109,549	112,156	113,679	113,647
昼間人口 (b)	110,667	110,992	114,070	114,609	113,885
昼夜間人口比率 (b) / (a)	102.7	101.3	101.7	100.8	100.2

資料：国勢調査 各年10月1日現在

（注1）夜間人口：常住地による人口、昼間人口：従業地・通学地による人口

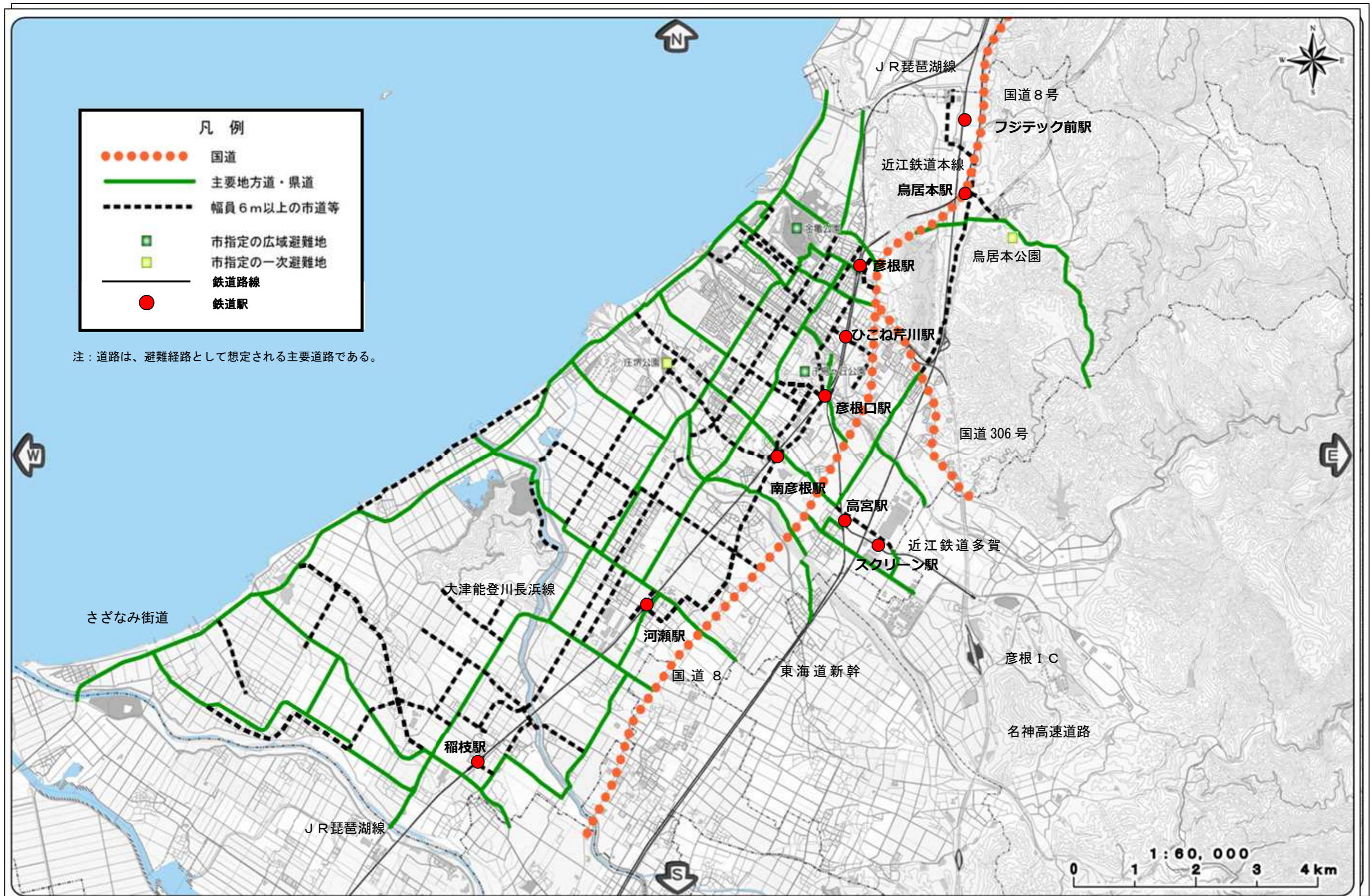
（注2）平成17年まで、年齢不詳のものを集計の対象から除外している。

【人口密度の推移】

単位：人/k㎡

区分	人口 (人)	面積 (k㎡)	人口密度 (1k㎡あたり)
昭和50年	85,066	99.34	856.3
昭和55年	89,701	99.34	903.0
昭和60年	94,204	99.33	948.4
平成2年	99,519	98.15	1013.9
平成7年	103,508	98.15	1054.6
平成12年	107,860	98.15	1098.9
平成17年	109,779	98.15	1118.5
平成22年	112,156	196.84	569.8
平成27年	113,679	196.87	577.4
令和2年	113,647	196.87	577.3

資料：国勢調査 各年10月1日現在



資料 22 隣接県に所在する原子力事業所

事業所名	事業者名	所在地	設置番号	炉型	熱出力 (万 kW)	認可出力 (万 kW)	燃料材料	燃料装 荷重量 (t)	本格運転 開始年月
敦賀発電所	日本原子力 発電株式会社	敦賀市 明神町1	1号炉	沸騰水型 軽水炉	107.0	35.7	低濃縮二酸化 ウラン燃料	約 52	S45.3 (H27.4.27 運転終了)
			2号炉	加圧水型 軽水炉	342.3	116.0	低濃縮二酸化 ウラン燃料	約 89	S62.2
新型転換炉原 型炉ふげん	国立研究開発 法人	敦賀市 明神町3	—	新 型 転 換 炉	55.7	16.5	二酸化ウラン 燃料 ウラン・プルトニウム混 合酸化物燃料	約 34	S54.3 (H15.3.29 運転終了)
高速増殖原型 炉もんじゅ	日本原子力研 究開発機構	敦賀市 白木2	—	高 速 増 殖 炉	71.4	28.0	プルトニウム・ウラン混 合酸化物 劣化ウラン	約 23.4	未定 (H30.3.28 廃止措置 計画認可)
美浜発電所	関西電力 株式会社	三方郡 美浜町 丹生	1号炉	加圧水型 軽水炉	103.1	34.0	低濃縮二酸化 ウラン燃料	約 40	S45.11 (H27.4.27 運転終了)
			2号炉	加圧水型 軽水炉	145.6	50.0	低濃縮二酸化 ウラン燃料	約 48	S47.7 (H27.4.27 運転終了)
			3号炉	加圧水型 軽水炉	244.0	82.6	低濃縮二酸化 ウラン燃料	約 72	S51.12
大飯発電所	関西電力 株式会社	大飯郡お おい町大 島1	1号炉	加圧水型 軽水炉	342.3	117.5	低濃縮二酸化 ウラン燃料	約 91	S54.3 (H30.3.1 運転終了)
			2号炉		342.3	117.5	低濃縮二酸化 ウラン燃料	約 91	S54.12 (H30.3.1 運転終了)
			3号炉		342.3	118.0	低濃縮二酸化 ウラン燃料	約 91	H3.12
			4号炉		342.3	118.0	低濃縮二酸化 ウラン燃料	約 91	H5.2
高浜発電所	関西電力 株式会社	大飯郡高 浜町田ノ 浦1	1号炉	加圧水型 軽水炉	244.0	82.6	低濃縮二酸化 ウラン燃料	約 72	S49.11
			2号炉		244.0	82.6	低濃縮二酸化 ウラン燃料	約 72	S50.11
			3号炉		266.0	87.0	低濃縮二酸化 ウラン燃料 ウラン・プルトニウム混 合酸化物燃料	約 72	S60.1
			4号炉		266.0	87.0	低濃縮二酸化 ウラン燃料 ウラン・プルトニウム混 合酸化物燃料	約 72	S60.6



資料 23 輸送力（鉄道、バスなど）

1 バス車両の調達先

事業所名	所在地	電話
近江鉄道(株)本社	駅東町	22-3301
湖国バス(株)彦根営業所	野口町	25-2501
滋賀交通(株)彦根営業所	後三条町	22-4502

2 事業用貨物自動車の調達先

事業所名	所在地	電話
東亜貨物自動車	野田山町	22-4850
濃飛倉庫運輸(株)彦根営業所	東沼波町	23-1411
日本通運彦根支店	旭町	22-5701
彦根相互トラック	地蔵町	22-2351
近江運輸	西沼波町	22-3025
日本運送彦根営業所	東沼波町	23-3891
彦根貨物運送	佐和町	22-5938
彦根小型運送	森堂町	25-1313
彦根急送	野田山町	22-2039
河瀬運送	南川瀬町	25-1214
柏井運送店	元町	22-1207
近江屋運送	正法寺町	23-8701
近江陸運彦根営業所	野田山町	22-6024
福山通運彦根支店	鳥居本町	22-3281
西濃運輸彦根営業所	東沼波町	23-3031
滋賀佐川急便	正法寺町	23-7601
彦根公益社	小泉町	22-0966
滋賀中京陸運	極楽寺町	25-1701

3 漁船の調達先

漁業協同組合等名
彦根市松原漁業協同組合
広野漁業協同組合
河瀬第一協同漁業協同組合
彦根市磯田漁業協同組合
両浜漁業協同組合
彦根中部漁業協同組合

資料 24 避難施設リスト、避難施設担当割

1 避難施設一覧

地区名	名称	階数	収容人員	使用場所
城東	彦根市立城東小学校	4	1,290	教室、体育館
城西	彦根市立城西小学校	4	1,090	教室、体育館
城南	彦根市立城南小学校	3	1,410	教室、体育館
城北	彦根市立城北小学校	3	800	教室、体育館
佐和山	彦根市立佐和山小学校	3	1,300	教室、体育館
旭森	彦根市立旭森小学校	3	1,320	教室
金城	彦根市立金城小学校	3	1,350	教室、体育館
鳥居本	彦根市立鳥居本小学校	3	830	教室、体育館
河瀬	彦根市立河瀬小学校	3	1,180	教室、体育館
高宮	彦根市立高宮小学校	3	1,200	教室、体育館
亀山	彦根市立亀山小学校	3	890	教室、体育館
城陽	彦根市立城陽小学校	3	1,260	教室、体育館
稲枝東	彦根市立稲枝東小学校	3	1,090	教室、体育館
稲枝西	彦根市立稲枝西小学校	2	730	教室、体育館
稲枝北	彦根市立稲枝北小学校	3	750	教室、体育館
平田	彦根市立平田小学校	3	1,100	教室、体育館
若葉	彦根市立若葉小学校	2	1,150	教室、体育館
佐和山	彦根市立東中学校	4	2,350	教室、体育館、柔剣道場
城西	彦根市立西中学校	3	1,430	教室、体育館、多目的ホール
城陽	彦根市立南中学校	3	2,120	教室、体育館、柔剣道場
鳥居本	彦根市立鳥居本中学校	3	960	教室、体育館、柔剣道場（2階）
稲枝北	彦根市立稲枝中学校	3	1,800	教室、体育館、柔剣道場
金城	彦根市立中央中学校	3	1,800	教室、体育館、柔剣道場
河瀬	彦根市立彦根中学校	3	1,690	教室、体育館、柔剣道場
城西	滋賀県立彦根東高等学校	1	850	体育館の一部、武道館の一部
河瀬	滋賀県立河瀬高等学校	1	490	体育館の一部
城西	滋賀県立彦根翔西館高等学校 第二体育館、第2グラウンド	1	710	体育館、武道館
河瀬	滋賀県立彦根工業高等学校	1	590	体育館の一部
佐和山	滋賀県立彦根翔西館高等学校	2	720	セミナーハウス、体育館の一部
城南	彦根市スポーツ・文化交流センター	3	1720	施設
旭森	彦根市旭森地区公民館	2	140	施設
城東	彦根市東地区公民館	2	90	施設
城西	彦根市西地区公民館	2	90	施設
高宮	彦根市高宮地域文化センター	2	200	施設
鳥居本	彦根市鳥居本地区公民館	2	160	施設
稲枝北	彦根市稲枝地区公民館	2	410	施設、体育館
河瀬	彦根市河瀬地区公民館	2	70	施設
城西	彦根市立彦根幼稚園	2	120	施設（リズム室、保育室の一部）
平田	彦根市福祉センター	3	450	本館（1階、3階）、別館（2階）、男女共同参画センター
金城	彦根市中老人福祉センター	2	190	施設

地区名	名称	階数	収容人員	使用場所
佐和山	彦根市市民交流センター	2	100	施設（東山児童館含む）
河瀬	彦根市人権・福祉交流会館	2	190	施設
亀山	彦根市役所亀山出張所	2	40	施設
城北	彦根市北老人福祉センター	2	330	施設
城南	ひこね市文化プラザ	4	1,080	メッセホール、エコホール（ロビー）、グランドホール（ロビー）他
城北	私立近江高等学校	2	980	体育館
佐和山	私立彦根総合高等学校	3	840	教室（B棟）、体育館、武道館
稲枝東	聖泉大学	2	1,280	体育館
城陽	滋賀県立大学	2	750	体育館（1階）
城北	滋賀大学	3	480	体育館（2階）
城東	彦根商工会議所	4	130	施設（4階）
城東	彦根勤労福祉会館	4	200	施設（2階以上）
城北	千松会館	2	50	施設
平田	東びわこ農業協同組合彦根中央支店	3	90	施設（3階）
城陽	三津屋町民会館	2	90	施設
河瀬	東びわこ農業協同組合本店	2	40	施設（2階）
稲枝東	稲枝商工会館	2	120	施設
稲枝北	東びわこ農業協同組合稲枝支店	2	50	施設
稲枝西	新海町公民館	2	80	施設
城西	金亀公園	—	29,200	グラウンド
金城	庄堺公園	—	16,800	グラウンド
平田	千鳥ヶ丘公園	—	40,320	グラウンド
鳥居本	鳥居本公園	—	8,400	グラウンド

2 避難施設担当割

地区名	名称	用途	施設所管部 (管理者) (人)		避難施設担当部(担当職員)			
					(人)			
城東	彦根市立城東小学校	学校	教育部	1	市民環境部	2	子ども未来部	1
城西	彦根市立城西小学校	学校	教育部	1	市民環境部	2	総務部	1
城南	彦根市立城南小学校	学校	教育部	1	市民環境部	2	都市政策部	1
城北	彦根市立城北小学校	学校	教育部	1	総務部	2	観光文化戦略部	1
佐和山	彦根市立佐和山小学校	学校	教育部	1	市民環境部	2	都市政策部	1
旭森	彦根市立旭森小学校	学校	教育部	1	市民環境部	2	産業部	1
金城	彦根市立金城小学校	学校	教育部	1	市民環境部	2	スポーツ部	1
鳥居本	彦根市立鳥居本小学校	学校	教育部	1	市民環境部	2	スポーツ部	1
河瀬	彦根市立河瀬小学校	学校	教育部	1	市民環境部	2	都市政策部	1
高宮	彦根市立高宮小学校	学校	教育部	1	市民環境部	2	子ども未来部	1
亀山	彦根市立亀山小学校	学校	教育部	1	総務部	2	スポーツ部	1
城陽	彦根市立城陽小学校	学校	教育部	1	総務部	2	企画振興部	1
稲枝東	彦根市立稲枝東小学校	学校	教育部	1	市民環境部	2	上下水道部	1
稲枝西	彦根市立稲枝西小学校	学校	教育部	1	市民環境部	2	建設部	1
稲枝北	彦根市立稲枝北小学校	学校	教育部	1	総務部	2	企画振興部	1
平田	彦根市立平田小学校	学校	教育部	1	総務部	2	観光文化戦略部	1
若葉	彦根市立若葉小学校	学校	教育部	1	市民環境部	2	産業部	1
佐和山	彦根市立東中学校	学校	教育部	1	教育部	1		
城西	彦根市立西中学校	学校	教育部	1	教育部	1		
城陽	彦根市立南中学校	学校	教育部	1	教育部	1		
鳥居本	彦根市立鳥居本中学校	学校	教育部	1	教育部	1		
稲枝北	彦根市立稲枝中学校	学校	教育部	1	教育部	1		
金城	彦根市立中央中学校	学校	教育部	1	教育部	1		
河瀬	彦根市立彦根中学校	学校	教育部	1	教育部	1		
城西	滋賀県立彦根東高等学校	学校	県教委	1	市民環境部	2		
河瀬	滋賀県立河瀬高等学校	学校	県教委	1	市民環境部	2		
城西	滋賀県立彦根翔西館高等学校第二体育館、第2グラウンド	学校	県教委	1	市民環境部	2		
河瀬	滋賀県立彦根工業高等学校	学校	県教委	1	市民環境部	2		
佐和山	滋賀県立彦根翔西館高等学校	学校	県教委	1	スポーツ部	1	総務部	1
城南	彦根市スポーツ・文化交流センター	市施設	スポーツ部	1	総務部	1	スポーツ部	1
旭森	彦根市旭森地区公民館	集会所	教育部	1	スポーツ部	1	上下水道部	1
城東	彦根市東地区公民館	集会所	教育部	1	企画振興部	1	建設部	1
城西	彦根市西地区公民館	集会所	教育部	1	産業部	1	総務部	1
高宮	彦根市高宮地域文化センター	市施設	観光文化戦略部	1	教育部	1		
鳥居本	彦根市鳥居本地区公民館	集会所	教育部	1	観光文化戦略部	1	子ども未来部	1
稲枝北	彦根市稲枝地区公民館	集会所	教育部	1	市民環境部	1	企画振興部	1
河瀬	彦根市河瀬地区公民館	集会所	総務部	1	都市政策部	1	スポーツ部	1
城西	彦根市立彦根幼稚園	幼稚園	子ども未来	1	子ども未来部	1		

地区名	名称	用途	施設所管部 (管理者) (人)		避難施設担当部(担当職員) (人)			
			部					
平田	彦根市福祉センター	市施設	福祉保健部	1	子ども未来部	1	福祉保健部	1
金城	彦根市中老人福祉センター	福祉施設	福祉保健部	1	福祉保健部	1		
佐和山	彦根市市民交流センター	集会所	企画振興部	1	企画振興部	1		
河瀬	彦根市人権・福祉交流会館	集会所	企画振興部	1	企画振興部	1		
亀山	彦根市役所亀山出張所	市施設	総務部	1	総務部	1	人事部	1
城北	彦根市北老人福祉センター	福祉施設	福祉保健部	1	福祉保健部	1		
城南	ひこね市文化プラザ	集会所	観光文化戦略部	1	教育部	1		
城北	私立近江高等学校	学校	民間	1	市民環境部	1	上下水道部	1
佐和山	私立彦根総合高等学校	学校	民間	1	市民環境部	2		
稲枝東	聖泉大学	学校	民間	1	市民環境部	2		
城陽	滋賀県立大学	学校	独行法	1	市民環境部	2		
城北	滋賀大学	学校	独行法	1	市民環境部	2		
城東	彦根商工会議所	集会所	民間	1	産業部	1	総務部	1
城東	彦根勤労福祉会館	集会所	民間	1	産業部	1	総務部	1
城北	千松会館	集会所	地域	1	企画振興部	2		
平田	東びわこ農業協同組合彦根中央支店	その他	民間	1	スポーツ部	1	観光文化戦略部	1
城陽	三津屋町民会館	集会所	地域	1	人事部	2	子ども未来部	1
河瀬	東びわこ農業協同組合本店	その他	民間	1	子ども未来部	1	観光文化戦略部	1
稲枝東	稲枝商工会館	その他	民間	1	観光文化戦略部	1	総務部	1
稲枝北	東びわこ農業協同組合稲枝支店	その他	民間	1	観光文化戦略部	1	総務部	1
稲枝西	新海町公民館	集会所	地域	1	子ども未来部	2		

資料 25 備蓄物資、調達可能物資リスト

1 市の非常用品備蓄一覧表

(1) 彦根市防災備蓄倉庫 備蓄品リスト

管理担当課：市長直轄組織危機管理課（令和5年4月1日現在）

品名	数量	品名	数量
カンパン	22,380 食	雨カップ	540 枚
アルファ化米	34,550 食	樹脂製手押し車	3 台
小梅粥	14,500 食	折りたたみ式手押し車	1 台
粉ミルク	2,125 箱	脚立	1 脚
紙おむつ（幼児用）	4,112 枚	はしご兼用脚立	1 脚
紙おむつ（大人用）	1,610 枚	ガス炊飯器	8 台
生理用品	10,656 枚	鋳物ガスコンロ	15 台
飲料水（500ml）	94,728 本	カセット式ガスコンロ	15 台
毛布	15,290 枚	かまどセット	4 組
ヘルメット	155 個	給茶器	6 台
担架	25 台	飲料水袋	2,200 枚
救命胴着	5 着	ポリタンク 20L	20 個
パイプスコップ	23 丁	ポリバケツ 15L	6 個
バール	30 丁	ケトル	11 個
掛矢	15 丁	鍋	21 個
大ハンマー	15 丁	金タライ	10 個
ツルハシ	15 丁	まな板	50 枚
トラロープ	17 巻	包丁	50 本
ホイスト用ロープ	2 本	水杓	20 本
ブルーシート	1,750 枚	汁杓子	30 本
パイプテント（1張は市役所倉庫）	2 張	飯杓子	50 本
発電機	8 台	アルミボール	20 個
投光器（三脚付）	9 台	フードコンテナ	50 個
強力ライト	100 個	パレット（樹脂製）	4 枚
ヘッドライト	10 個	紙コップ	1,500 個
蛍光灯ランタン	16 個	タオル	400 枚
ラジオ	136 個	防塵マスク	720 枚
コードリール	20 個	避難所用フロアシート（シートタイプ）	1,020 枚
拡声器	29 台	避難所用フロアシート（ロールタイプ）	170 枚
簡易トイレ	101 台		
保安指示灯	20 本		

※新型インフルエンザ対策用備蓄品は除く

(2) 市備蓄一覧

種 類 保管施設	カンパン・クラッカー (食)	アルファ化米 (食)	小梅粥 (食)	粉ミルク (袋)	紙おむつ(枚) 乳児用	紙おむつ(枚) 大人用	生理用品(枚)	毛布(枚)	ラジオ(台)	簡易トイレ(台)	飲料水 500ml (本)	ろ水機(台)	飲料水袋 10L (枚)	医薬用備蓄
稲里備蓄倉庫	15,000	23,200	10,350	0	2,320	0	0	0		1			1,000	
西沼波備蓄倉庫	0	0	0	0	0	0	0	360		5	70,248			
プロシードアリーナ HIKONE 備蓄倉庫 2	0	0	0	2,125	1,724	468	0	500			11,904			
プロシードアリーナ HIKONE 外部倉庫	240	500	200	0	68	26	2,816	120	0	0	96			
中通	0	0	0	0				3,470		41	0			
市役所			0					180	35	3	0			
城東小学校	120	700	200	0	0	54	0	800	3	4	264	1		1
城西小学校	240	500	150	0	0	54	0	200	3	1	384	1		1
金城小学校	180	500	100	0	0	18	0	570	2	3	408	1		1
城北小学校	240	550	150	0	0	54	0	790	2	4	336	1		1
佐和山小学校	240	450	200	0	0	18	0	40	3	1	360	1		1
旭森小学校	240	250	300	0	0	54	0	200	3	3	504	1		1
平田小学校	300	500	200	0	0	54	0	40	3	1	336	1		1
城南小学校	180	500	200	0	0	54	0	90	2	1	432	1		1
城陽小学校	240	500	200	0	0	54	0	430	3	5	552	1	500	1
若葉小学校	240	500	200	0	0	54	0	890	3	3	216	1		1
鳥居本小学校	240	500	250	0	0	54	0	900	3	1	480	1		1
高宮小学校	240	500	200	0	0	54	0	40	3	2	336	1		1
河瀬小学校	240	500	150	0	0	54	0	820	2	1	264	1		1
亀山小学校	240	550	200	0	0	54	0	800	3	1	504	1		1
稲枝東小学校	180	400	200	0	0	54	0	40	3	1	288	1		1
稲枝北小学校	240	500	200	0	0	54	0	400	2	1	336	1		1
稲枝西小学校	180	500	200	0	0	54	0	40	3	1	216	1		1
鳥居本中学校	120	400	100	0	0	0	1,120	140	3	1	456			
西中学校	120	300	100	0	0	54	1,120	50	3	1	360			
東中学校	120	350	100	0	0	0	1,120	30	3	1	360			
中央中学校	120	300	100	0	0	54	1,120	40	3	1	240			
南中学校	180	300	50	0	0	54	1,120	30	3	1	360			
彦根中学校	120	400	100	0	0	54	1,120	40	3	1	336			
稲枝中学校	120	400	100	0	0	54	1,120	40	3	1	312			

種 類 保管施設	カンパン・クラッカー (食)	アルファ化米 (食)	小梅粥 (食)	粉ミルク (袋)	紙おむつ(枚) 乳児用	紙おむつ(枚) 大人用	生理用品 (枚)	毛布(枚)	ラジオ(台)	簡易トイレ(台)	飲料水 500ml(本)	ろ水機(台)	飲料水袋 10L(枚)	医薬用 備蓄
市立病院	0	0	0	0							0			1
福祉センター	60	0	0	0				430	2		96		500	
勤労福祉会館	60	0	0	0				20	2		96			
高宮地域文化センター	60	0	0	0				100	2		96			
稲枝地区公民館	60	0	0	0				10		2	96			
鳥居本地区公民館	60	0	0	0				20	2		96			
旭森地区公民館	60	0	0	0				20	2		96			
東地区公民館	60	0	0	0				20	2		96			
西地区公民館	60	0	0	0				20	2		96			
河瀬地区公民館	60	0	0	0				20	2		96			
南地区公民館	0	0	0	0				100			0			
市民交流センター	60	0	0	0				20	2		96			
人権福祉交流会館	60	0	0	0				20	2	1	96			
亀山出張所	60	0	0	0				10	2		96			
ひこね市文化プラザ	60	0	0	0				610		3	96			
パナソニック株式会社 くらしアプライアンス社	60	0	0	0				20	2		96			
大藪浄水場	0	0	0	0				300			0		200	
彦根総合卸売市場	0	0	0	0				780			0			
彦富町公民館	60	0	0	0				20	2		96			
千松会館	60	0	0	0				20	2		96			
三津屋町民会館	60	0	0	0				20	2		96			
新海浜公民館	60	0	0	0				20	2		96			
キャッスルホテル リゾート&スパ	60	0	0	0				20			96			
彦根幼稚園	60	0	0	0				0			96			
彦根市翔西館高等学校 第二体育館	60	0	0	0				20			96			
彦根東高等学校	60	0	0	0				20			96			
近江高等学校	60	0	0	0				20			96			
彦根翔西館高等学校	60	0	0	0				20			96			
彦根総合高等学校	60	0	0	0				20			96			

種 類 保管施設	カンパン・クラッカー (食)	アルファ化米 (食)	小梅粥 (食)	粉ミルク (袋)	紙おむつ(枚) 乳児用	紙おむつ(枚) 大人用	生理用品 (枚)	毛布(枚)	ラジオ(台)	簡易トイレ(台)	飲料水 500ml(本)	ろ水機(台)	飲料水袋10L(枚)	医薬用備蓄
彦根工業高等学校	60	0	0	0				20			96			
河瀬高等学校	120	0	0	0				20			96			
滋賀大学	60	0	0	0				20			96			
滋賀県立大学	60	0	0	0				20			96			
聖泉大学	60	0	0	0				20			96			
彦根商工会議所	60	0	0	0				20			96			
稲枝商工会館	60	0	0	0				20			96			
中老人福祉センター	60	0	0	0				20			96			
北老人福祉センター	60	0	0	0				20			96			
彦根総合スポーツ公園 (野球場)	120	0	0	0				220	2	4	192			
亀の井ホテル彦根	60	0	0	0				20			96			
J A 東びわこ彦根中 央支店	60	0	0	0				20			96			
J A 東びわこ本店	120	0	0	0				20			96			
J A 東びわこ稲枝支 店	60	0	0	0				20			96			
合計	22,380	34,550	14,500	2,125	4,112	1,610	10,656	15,290	136	101	94,728	17	2,200	18

2 県の備蓄倉庫および備蓄物資

県の災害救助用備蓄物資保管倉庫について、彦根市に置かれているものは、次のとおりである。

事務所名	物資種別	備蓄数量	保管倉庫の場所	保管倉庫業者
湖東健康福祉 事務所	アルファ化米 [アレルギー対応] (食)	14,000	犬上郡多賀町中川原 453-3	日本通運(株)滋賀支店 彦根事業所 犬上郡多賀町中川原 453-3
	パン (食)	17,350		
	長期保存食 (食)	5,160		
	毛布 (枚)	5,000		
	紙おむつ (乳児用) (枚)	10,168		
	紙おむつ (大人用) (枚)	560		

3 医療関係調達先

(1) 血液調達先

名称	所在地	電話	備考
滋賀県赤十字血液センター	草津市南笠町新地 102	077-564-6311	
大津赤十字病院	大津市長等一丁目 1-35	077-522-4131	
守山市民病院	守山市守山町四丁目 14-1	077-582-5151	
公立高島総合病院	高島市高島町勝野 1667	0740-36-0220	
公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾 1256	0748-62-0234	
近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市土田町 1379	0748-33-3151	
独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター	東近江市五智町 255	0748-22-3030	
豊郷病院	犬上郡豊郷町八目 12	0749-35-3001	
彦根市立病院	彦根市八坂町 1882 番地	0749-22-6050	
長浜赤十字病院	長浜市宮前町 14-7	0749-63-2111	
長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田 1221	0749-82-3315	

(2) 医薬品調達先 (市内)

名称	薬局・店舗の名称	薬局・店舗の所在地	電話番号	備考
有川製薬(株)	有川製薬(株)	彦根市鳥居本町 425	22-2201	卸売
(株)スズケン	(株)スズケン彦根支店	彦根市小泉町 865-1	24-0301	卸売
彦根かいいえ薬局	彦根かいいえ薬局	彦根市開出今町 1524-4	30-3161	薬局

4 死体処理

(1) 棺の調達先

業者名 (調達先)	所在地	電話	最大調達数
滋賀県葬祭事業協同組合	彦根市西今町 939	22-5000	—

(2) ドライアイスの調達先

業者名 (調達先)	所在地	電話	最大調達数
滋賀県葬祭事業協同組合	彦根市西今町 939	22-5000	—

資料 26 報道機関一覧

報道機関名	住所	電話番号
(株)毎日新聞社 彦根支局	彦根市城町二丁目6-13	0749-22-1245
読売新聞彦根支局	彦根市平田町137-6	0749-22-0154
京都新聞社滋賀 東北部総局彦根支局	彦根市大東町13-1	0749-23-6111
朝日新聞彦根支局	彦根市芹橋二丁目3-4	0749-22-0470
(株)中日新聞社 彦根支局	彦根市古沢町661-2	0749-22-1234
滋賀彦根新聞社	長浜市八幡東町245-5	0749-65-0608
滋賀情報企画 (彦根タイムス)	彦根市本町二丁目3-14	0749-23-2382
彦根文化新聞社	彦根市橋向町29	0749-23-8103
エフエムひこねコミュニティ放送(株)	彦根市立花町6-19 OBPビル2階	0749-30-3355
びわ湖放送本社	大津市鶴の里16-1	077-524-0155
NHK彦根支局	彦根市平田町421 203号室	0749-22-2609
NHK大津放送局	大津市打出浜3-30	077-521-3074
産経新聞社大津支局	大津市中央1-3-2	077-522-6628
共同通信社大津支局	大津市京町4-3-33 滋賀プレスビル3階	077-522-3762

資料 27 消防機関一覧

消防機関名	住所	電話番号
彦根市 消防本部	彦根市西今町415	0749-22-0119
彦根市 消防署本署	彦根市西今町415	0749-22-6119
彦根市 消防署北分署	彦根市古沢町503-1	0749-23-0119
彦根市 消防署南分署	彦根市稲里町320	0749-43-5670

資料 28 特殊標章等

1 特殊標章等の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民の保護のために国民保護措置を行う者およびその団体、その団体が使用する場所もしくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約および第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 国民保護法で規定される特殊標章等（法第158条）

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3で規定される身分証明書（様式のひな型は、次頁のとおり）。

(3) 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等。

3 特殊標章等の交付および管理

- (1) 知事または県警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付および使用させる。

ア 知事

(ア) 国民保護措置に係る職務を行う県の職員

(イ) 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 県警察本部長

(ア) 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員

(イ) 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

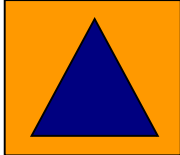
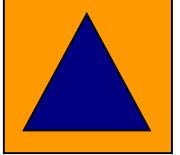
(ウ) 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力を
する者

- (2) 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

4 特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社およびその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約および第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義およびそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

5 国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型

	<p>身分証明書 I D E N T I T Y</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名 / Name</p> <p>生年月日 / Date of birth</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol II) in his capacity as</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>交付等の年月日 / Date of issue 証明証番号 / No. of card</p> <p>許可権者の署名 / Signature of issuing authority</p> <p>有効期限の満了日 / Date of expiry</p>	
---	--	--

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

身長 / Height	眼の色 / Eyes	頭髪の色 / Hair
<p>その他の特徴又は情報 / Other distinguishing marks or information</p> <p>血液型 / Blood type</p> <p>.....</p> <p>.....</p>		
<p>所持者の写真 / PHOTO OF HOLDER</p>		
印章 / Stanp	所持者の署名 / Signature of holder	

注：このひな型を身分証明書として使用する際は、67%縮小して使用。

第 2 編 様式集

様式 1 救急・救助事故等即報（第 3 号様式／救急・救助事故・武力攻撃災害等） 【第 3 号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）】

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事 故 災 害 種 別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態における災害
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法		
事 故 等 の 概 要				
死 傷 者 等	死 者(性別・年齢)		負傷者等 人(人)	
	計 人		{ 重 症 人(人) { 中等症 人(人) { 軽 症 人(人)	
不 明	人			
救 助 活 動 の 要 否				
要 救 護 者 数(見 込)			救 助 人 員	
消 防 ・ 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況				
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況				
そ の 他 参 考 事 項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して、報告すれば足りること。）

様式2 安否情報収集様式（様式第1号）

【様式第1号（総務省令第50号第1条関係）】

安否情報収集様式（避難・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	明治・昭和 平成・() 年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号含む）	〒
⑥ 国籍	日本 ・ その他 ()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居人からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居人・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

様式3 安否情報収集様式（様式第2号）

【様式第2号（総務省令第50号第1条関係）】

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	明治・昭和 平成・() 年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号含む）	〒
⑥ 国籍	日本 ・ その他 ()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	西暦 年 月 日 場所： 状況：
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居人・知人以外の者からの照会に対し、回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

【記入要領】

(安否情報収集様式 様式第1号、様式第2号)

- 1 外国人であって、氏名をローマ字で記載できる場合には、氏名欄にカタカナで、フリガナ欄にローマ字で記載する。
また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。
- 2 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に、国籍を簡潔に記載する。
「国名表」に未記載の国にあつては、「その他」と記載する。
- 3 その他、個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明の場合に、当該情報に代えて、個人を識別することができるような身体的特徴等を記載する。
- 4 居所欄には、避難施設の名称および住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- 5 負傷または疾病の状況欄には、負傷の程度を「死亡」、「重症」、「軽傷」と区分して記載する。負傷の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし、負傷していない場合は空欄とする。
この場合、「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
「重症」とは、該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
「軽傷」とは、該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
- 6 連絡先、その他、安否の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡をとり得る連絡先等を記載する。
- 7 備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。
- 8 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において、不明事項がある場合は、「不明」と記載するものとし、その他の欄において、特記事項がない場合は空欄とする。

様式5 安否情報照会書（様式第4号）

【様式第4号（総務省令第50号第3条関係）】

安 否 情 報 照 会 書

彦根市長 殿		年 月 日
申請者		
住所（居所）		
氏名		
<p>下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。</p>		
照会をする理由 （○をつけて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居人であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）	
備考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	明治・昭和 平成・（ ） 年 月 日
	男女の別	男 女
	住所	〒
	国籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他、個人を識別するための情報	
※申請者の確認		
※備考		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。
 - ※印の欄には、記入しないこと。

様式6 安否情報回答書（様式第5号）

【様式第5号（総務省令第50号第4条関係）】

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿 彦根市長		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別	該 当 非 該 当	
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	死 亡 ・ 負 傷 ・ 非 該 当	
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	明治・昭和 平成・（ ） 年 月 日
	男女の別	男 女
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

様式7 被災情報の報告様式

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

令和 年 月 日 時 分

〇 〇 〇

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
 - (1) 発生日時平成年月日
 - (2) 発生場所〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯度、東経度）
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(注) 被災情報の報告については、可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

その他、必要な報告等の様式については、「彦根市地域防災計画 資料編」に記載されている様式を準用する。

第3編 参考資料

参考資料1 武力攻撃事態等対処法に基づく指定公共機関等

【指定行政機関(32)】

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁

【指定地方行政機関(25)】

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

【指定公共機関(167)】

災害研究(13)	(国)海上・港湾・航空技術研究所、(国)建築研究所、(国)産業技術総合研究所、(独)情報処理推進機構、(国)情報通信研究機構、(国)森林研究・整備機構、(国)水産研究・教育機構、(国)土木研究所、(国)日本原子力研究開発機構、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、(国)農業・食品産業技術総合研究機構、(国)量子科学技術研究開発機構、(一財)海上災害防止センター、
医療(2)	(独)国立病院機構、日本赤十字社
公共の施設管理(10)	[河川] (独)水資源機構 [道路] 東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株) [空港] 新関西国際空港(株)、中部国際空港(株)、成田国際空港(株)
電気(26)	沖縄電力(株)、(株)JERA、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、九州電力(株)、九州電力送配電(株)、四国電力(株)、四国電力送配電(株)、中国電力(株)、中国電力ネットワーク(株)、中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)、中部電力ミライズ(株)、東京電力エナジーパートナー(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京電力リニューアブルパワー(株)、東京電力ホールディングス(株)、東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)、北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)、北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)、電源開発(株)、電源開発送配電ネットワーク(株)、日本原子力発電(株)
ガス(7)	大阪瓦斯(株)、大阪ガスネットワーク(株)、西部瓦斯(株)、東京瓦斯(株)、東京ガスネットワーク(株)、東邦瓦斯(株)、東邦ガスネットワーク(株)
運送(76)	[国内旅客船(9)] オーシャントランス(株)、(株)フェリーさんふらわあ、(株)名門大洋フェリー、商船三井フェリー(株)、新日本海フェリー(株)、太平洋フェリー(株)、阪九フェリー(株)、マルエーフェリー(株)、宮崎カーフェリー(株) [バス(26)] JR九州バス(株)、ジェイアール四国バス(株)、ジェイアール東海バス(株)、ジェイアールバス関東(株)、ジェイアールバス東北(株)、ジェイ・アール北海道バス(株)、中国ジェイアールバス(株)、西日本ジェイアールバス(株)、小田急バス(株)、神奈川中央交通(株)、近鉄バス(株)、京王電鉄バス(株)、京成バス(株)、京阪バス(株)、京浜急行バス(株)、国際興業(株)、西武バス(株)、東急バス(株)、東都観光バス(株)、東武バスセントラル(株)、南海バス(株)、日本交通(株)、阪急バス(株)、阪神バス(株)、三重交通(株)、名阪近鉄バス(株) [航空(8)] ANAウイングス(株)、(株)AIRDO、(株)スターフライヤー、(株)ソラシドエア、スカイマーク(株)、全日本空輸(株)、日本航空(株)、日本トランスオーシャン航空(株)

	<p>[鉄道(23)]</p> <p>北海道旅客鉄道(株)、四国旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、東京地下鉄(株)、九州旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、近畿日本鉄道(株)、京王電鉄(株)、京成電鉄(株)、京阪電気鉄道(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、西武鉄道(株)、東急電鉄(株)、東武鉄道(株)、名古屋鉄道(株)、南海電気鉄道(株)、西日本鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)</p> <p>[内航路海運(5)]</p> <p>井本商運(株)、川崎近海汽船(株)、近海郵船物流(株)、栗林商船(株)、琉球海運(株)</p> <p>[トラック運送事業者(5)]</p> <p>佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株)</p>
電気通信(7)	<p>日本電信電話(株)、東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDD I (株)、ソフトバンク(株)、(株)NTTドコモ</p>
放送(23)	<p>[テレビ(14)]</p> <p>日本放送協会、朝日放送テレビ(株)、(株)CBCテレビ、(株)TBSテレビ、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)フジテレビジョン、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、中京テレビ放送(株)、東海テレビ放送(株)、名古屋テレビ放送(株)、日本テレビ放送網(株)、讀賣テレビ放送(株)</p> <p>[ラジオ(9)]</p> <p>朝日放送ラジオ(株)、大阪放送(株)、(株)MBSラジオ、(株)CBCラジオ、(株)TBSラジオ、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送、東海ラジオ放送(株)</p>
その他	<p>日本銀行、広域的運営推進機関、日本郵便(株)</p>

参考資料2 防災における協定一覧

(1) 官公庁

番号	機関名称	内容
1	大垣市	災害時における相互応援協定
	長浜市	
2	水戸市	災害時における相互支援協定書
	高松市	
3	佐野市	災害時における相互支援協定書
4	滋賀県市長会	災害時における相互応援協定書
5	湖東定住自立圏（1市4町）と鳥取県中部定住自立圏（倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町）の災害協定	災害時における相互支援協定
6	国土交通省近畿地方整備局	災害時等の応援に関する申し合わせ

(2) 民間

番号	機関名称	内容
7	彦根市内郵便局	災害時等における「彦根市」と「彦根市内郵便局」との相互協力に関する覚書
8	彦根商店街連盟	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
9	株式会社平和堂	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
10	生活協同組合コープしが	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
11	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
12	株式会社ユタカファーマシー	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
13	株式会社カインズ	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
14	株式会社ベシア	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
15	コカ・コーラウエスト株式会社 （現：コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社）	災害時における飲料の提供等の協力に関する協定書
16	イオンタウン株式会社 イオンビッグ株式会社	災害時における被災者に対する防災活動効力に関する協定書
17	エフエムひこねコミュニティ放送（株）	緊急放送の実施に関する協定書
18	株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント	災害時における協力に関する協定
19	彦根市管工設備工事協同組合	上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書
20	彦根水道協同組合	上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書
21	滋賀県建設業協会彦根支部	災害時における応急救援活動への応援に関する協定書 災害時における下水道施設復旧支援協力に関する協定書
22	滋賀県電気工事工業組合	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書
23	一圓テクノス株式会社	災害時における燃料等の供給協力に関する協定書

番号	機関名称	内容
24	1市4町と6商工会の災害協定 (彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町および多賀町と稲枝商工会・愛知川商工会・秦荘商工会・豊郷町商工会・甲良町商工会および多賀町商工会)	災害時における生活物資の確保および調達ならびに応急救援活動への応援に関する協定書
25	(社)滋賀県エルピーガス協会彦根支部・犬上支部・愛知支部 (現：一般社団法人滋賀県LPガス協会)	災害時におけるエルピーガス設備の応急復旧の応援に関する協定書
26	滋賀県造園協会北地区 (現：一般社団法人社団法人滋賀県造園協会北地区)	災害時における応急救援活動への応援に関する協定書
27	大阪ガスネットワーク株式会社	災害時における情報提供に関する協定 災害時における応急措置を実施するための拠点の使用に関する協定書
28	公益社団法人彦根青年会議所	災害時等における物資の供給協力に関する協定書
29	株式会社ナフコ	災害時における物資供給に関する協定書
30	株式会社 エコシティサービス	災害時の上下水道事業応急給水活動等の支援協力に関する協定書
31	株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書
32	湖東生コン協同組合	災害時における消火水等の供給協力に関する協定書
33	彦根市浄化槽業者協議会	災害時におけるし尿および浄化槽汚泥の処理等の支援に関する協定書
34	一般社団法人 彦根医師会	災害時の医療救護活動に関する協定書
35	彦根歯科医師会	災害時の医療救護活動に関する協定書
36	一般社団法人 彦根薬剤師会	災害時の医療救護活動に関する協定書
37	昭和電工マテリアルズ株式会社	消防活動の支援に関する協定書
38	株式会社ブリヂストン彦根工場	消防活動の支援に関する協定書
39	株式会社中通	災害時における物流業務に関する協定書
40	一般社団法人 彦根愛知犬上介護保険事業者協議会	災害時における福祉避難所等の開設・運営に関する協定書
41	新江州株式会社 セツカートン株式会社	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書
42	大栄環境ホールディングズ株式会社	災害廃棄物等の処理に関する基本協定書
43	滋賀県葬祭事業協同組合	災害時における棺および総裁用品の供給等ならびに遺体の搬送等の協力に関する協定書
44	関電サービス株式会社	防災情報表示付き電柱広告に関する覚書
45	ファーストメディア株式会社	防災情報等の提供に関する協定書
46	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定書
47	滋賀日産自動車株式会社 日産自動車株式会社	災害時における電気自動車による電力供給に関する協定書
48	アンダーツリー株式会社	災害時における駐車場の一時使用に関する協定書
49	公益社団法人全国上下水道コン	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定書

番号	機関名称	内容
	サルタント協会関西支部	
50	一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会	自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定書
51	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定書
52	株式会社コスモス薬品	災害時における物資供給に関する協定
53	株式会社一圓興産	災害時における協力に関する協定
54	株式会社プロクルー	災害時等における無人航空機の運用に関する協定
55	株式会社ライズ	災害時等における無人航空機の運用に関する協定
56	彦根市浄化槽業者協議会 滋賀県環境整備事業協同組合	災害および感染症発生時における救援活動の支援に関する協定書
57	ジャパンレンタルアソシエーション	災害時における什器・備品等の供給に関する協定書
58	中北薬品株式会社	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
59	関西電力送配電株式会社	大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する協定書
60	株式会社エムランド	災害時におけるキャンピングカーの無償提供に関する協定
61	株式会社平和堂	災害時の消防活動における支援協力に関する協定書
62	アイリスオーヤマ株式会社	災害時における生活関連物資の供給に関する協定書
63	福山通運株式会社	災害時における物資輸送等に関する協定
64	株式会社清水合金製作所	災害時における浄水装置による応急給水の協力に関する協定
65	株式会社パナソニック株式会社 くらしアプライアンス社ビューティ・パーソナルケア事業部	災害時における協力に関する協定
66	社会福祉法人彦根市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

参考資料3 彦根市国民保護協議会条例

(平成18年3月28日条例第3号)

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。）第40条第8項の規定に基づき、彦根市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員および専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、40人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員および専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市長直轄組織において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料 4 彦根市国民保護対策本部および彦根市緊急対処事態対策本部条例

(平成18年3月28日条例第4号)

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条および法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、彦根市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）および彦根市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 彦根市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。
- 2 彦根市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。
- 3 彦根市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長および本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

- 第3条 本部長は、対策本部における情報交換および連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を前項の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

- 第5条 対策本部の現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(事務局)

第6条 対策本部の事務を処理するため、市長直轄組織に事務局を置く。

(委任)

第7条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第8条 第2条から前条までの規定は、彦根市緊急対処事態対策本部について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料5 避難実施要領（一例）

「市町村国民保護モデル計画」（平成18年1月総務省消防庁作成）に基づき作成

弾道ミサイル攻撃の場合

避難実施要領（一例）

彦根市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともに、その場合に住民がとるべき行動について、周知する。

（※）弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」が存在する。）。

（※）津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが、住民に定着していることが重要。

2 避難誘導の方法

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長から、その都度警報の発令が行われることから、担当職員は、彦根市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

（※）防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

（※）現在、調査を行っている全国瞬時警報システム（J-alert）が配備された場合、かつ、市に同報無線が導入された場合には、国において、彦根市の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要により、テープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。

・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

（※）このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため、玩具類を携行するよう推奨。

- ・住民が、近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察又は海上保安部等に連絡するよう周知すること。
- ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

(※) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3 その他の留意点

- ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時避難行動要支援者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

(※) 例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求めるといった方法も考えられる。

4 職員の配置等

職員の体制および配置については、別に定める。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領 (一例)

彦根市長
○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、若狭湾沖において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性あることを踏まえ、警報を発令し、彦根市○○地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

(※) 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

彦根市は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、市車両および民間大型バスにより、彦根市・○○小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、自衛隊等からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても、併せて修正する。

(※) 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

(※) 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の彦根市・○○小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う。

(配置については、別途添付)

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(※) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

(※) 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区

約200名、A公民館、市保有車両×4 ○○バス2台

(イ) B地区

約200名、B公民館、○○バス×大型バス4台

(ウ) C地区

約100名、C公民館、○○バス×大型バス2台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

○○日15:30、A・B・C公民館

(※) バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

(※) 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。

(※) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。

(※) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや、避難時の健康対策および積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等、あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 災害時避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に、迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、彦根市国際協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(※) 都心部においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。

(※) 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

(5) 一時避難場所への移動

ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。

イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て、住民の誘導を行う。

ウ 自力避難困難者の避難

市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう要配慮者支援の体制を構築し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。

a ○○病院の入院患者5名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。

b △△老人福祉施設入居者25名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。

c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(※) 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「要配慮者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

ア 市職員および消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、17:30までに終了するよう活動を行う。

(※) 「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

・住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

・市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

・誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち、迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

・学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかけ

(※) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、都市部等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを、必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域や、NBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(※) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

(※) 特殊標章および身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア バスの運行は、県〇〇課および県警察と調整して行う。
イ バス運転手、現地派遣の県職員および市職員との連絡要領は、別に示す。
ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により、連絡する。
エ 対策本部設置場所：彦根市役所4階41会議室または5階第3委員会室
オ 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、彦根市〇〇小学校および〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県および〇〇市(町村)の支援を受ける。

(昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難)

避難実施要領 (一例)

彦根市長
○月○日○時現在

(1) 事態の状況

○○日○時○分に○○地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、○○地域で戦闘が継続している状況にある (○○日○時現在)。

(2) 避難誘導の全般的方針

○○地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について、正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が、不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、海上保安部等および自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避または移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

- (※) ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、自衛隊等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。
- (※) 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。
- (※) 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(3) 避難の方法 (状況の変化とともに、逐次修正)

○○時現在

○○地区については、○○道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・

○○地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

- (※) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察等および自衛隊の意見を聞いた上で決定することが必要である。
- (※) 現地調整所で、県警察等、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、または搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所および〇〇病院に誘導し、または搬送する。
この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導または搬送を要請す

(※) DMAT (Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域や、NBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領（一例）

彦根市長
○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○地域における爆発について、化学剤（○○剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の彦根市○○町および△△町の地域およびその風下となる地域（××町）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。
知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

市は、要避難地域の住民約2,000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる××町の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(※) 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は、下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や、風上の高台に避難させることとなる。

(2) 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等とともに現地調整所を立ち上げ、情報共有および連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(※) NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは、職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等、あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。

イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。

ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより、混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。

イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ、密閉するとともに、手、顔および体を水と石けんでよく洗うよう促す。

ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※) NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して、最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する第3師団司令部付隊化学防護小隊（千僧）等の機関に、被災者の搬送等を要請する。

(※) 化学防護部隊は、NBC兵器が使用された場合などに、汚染された地域で汚染原因の検知や汚染状況の偵察といった情報収集などの活動を行うとともに、汚染された地域などの除染（汚染を取り除くこと）を行うことを任務とした部隊である。現在、埼玉県さいたま市に所在する、全国的な機動運用を念頭においた防衛大臣直轄の陸上自衛隊第101化学防護隊約130名に加え、各師団などの隷下に置かれた14個の化学防護部隊の合計15個部隊約670名の隊員が全国に配置されている。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：彦根市役所本庁舎4階災害対策本部室

イ 現地調整所設置場所：〇〇

